

東京都社会的養育推進計画 (案)

令和2年1月
東京都福祉保健局

第1章 基本的考え方と全体像

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
4 計画の「理念」「目指すべき姿」	
(1) 理念	3
(2) 目指すべき姿	4

第2章 東京都の状況

1 人口等	6
2 里親等の状況	7
3 児童養護施設、乳児院の状況	9
4 自立支援の状況	12
5 児童相談所等の運営状況	13
6 代替養育を必要とする児童数の推計	16
7 里親等委託児童数及び委託率の推計	20
8 施設での養育が必要な児童数の推計	23

第3章 東京都における具体的な取組

I 施策の方向性	24
II 具体的な取組	26
1 家庭と同様の環境における養育の推進	
(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進	26
(2) 里親に対する支援	32
(3) 特別養子縁組に関する取組の推進	35
2 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備	
(1) 施設の小規模かつ地域分散化の促進	38
(2) ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実	40
(3) 施設の多機能化	42
3 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援	44
4 児童相談所の体制強化	
(1) 児童相談所における人材の確保及び育成	48
(2) 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組	52
5 一時保護児童への支援体制の強化	54
6 子供・子育て家庭を支えるための取組	
(1) 当事者である子供の権利擁護の取組	57
(2) 区市町村の子供・子育て支援体制の構築に向けた取組	60
7 計画の進捗管理と見直し	63

第1章 基本的考え方と全体像

1 計画策定の趣旨

- 現在、都内には、虐待を受けた児童や、何らかの事情により実親による養育が困難で、公的責任において社会的な養育が必要な児童（以下「代替養育を必要とする児童」という。）が約4,000人おり、児童養護施設や乳児院（以下、「施設」という。）、養育家庭などで暮らしています。
- 代替養育を必要とする児童は、かつてはそのほとんどが、親がいない、もしくは親による養育が困難な児童でしたが、近年では、虐待により心身に傷を受けた児童や何らかの障害がある児童など、個別的ケアが必要な児童が増加しています。
- 児童の状況が複雑化・深刻化していることに伴い、一人ひとりの児童の状況に応じた、よりきめ細かな支援が求められています。
また、養子縁組の成立や、実親や親族への家庭復帰、施設からの退所等により代替養育を離れた後においても、支援を必要とする児童が存在します。
- こうした中、都は、平成27年4月、児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護を進める具体的方策を定めた「東京都社会的養護施策推進計画」を策定し、代替養育を必要とする児童に対する支援の充実を図ってきました。
- 平成28年6月、児童福祉法が改正され、子供が権利の主体であることや、子供の家庭養育優先の原則が明記されました。この理念のもと、平成29年8月に国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめました。
- 「新しい社会的養育ビジョン」では、子供の最善の利益を念頭に、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成28年改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像や、法の理念等の実現に向けた改革の工程、具体的な数値目標が示され、既存の推進計画を全面的に見直し、新たな計画の策定を求めています。
- 一方、都は、平成31年4月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行し、子供を権利の主体として明記するとともに、虐待の早期発見・

早期対応を促進し、虐待を受けた児童の社会的養護の充実や円滑な社会的自立を図るための取組の充実に努めるものとしています。

- また、令和元年12月、今後の都政運営の新たな指針として「『未来の東京』戦略ビジョン」をとりまとめ、社会的養護の充実等を推進することとしています。
- 「東京都社会的養育推進計画」は、社会的養育の充実に向けた様々な課題や国の動向等を踏まえ、子供の最善の利益を念頭に、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援など、一体的かつ全体的な視点をもって策定するものです。

(社会的養護の沿革)

年	月	国の動き	都の施策
平成23年	7	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的養護の推進 ○ 専門的ケアの充実 ○ 社会的養護の下で育った子供の自立支援の充実 ○ 虐待防止のための家族支援、施設の地域支援の充実 	
平成24年	11	厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的養護の需給との調和を図りつつ、施設の小規模化に伴う定員の削減を進めるため、都道府県計画を策定 ○ 今後十数年かけ、里親等、グループホーム、本体施設が概ね3分の1ずつに 	
平成26年	10		東京都児童福祉審議会提言 「社会的養護の新たな展開に向けて—家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援—」
平成27年	4		「東京都社会的養護施策推進計画」 (平成27年～平成41年度)の策定
平成28年	5	児童福祉法等改正 <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供が権利の主体であること ○ 家庭養育優先原則 ○ 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援、養子縁組里親を法定化、養子縁組に関する相談支援を都道府県業務に位置づけ ○ 児童相談所の体制強化等 	
	7	厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(平成29年8月まで開催)	
	11		東京都児童福祉審議会提言 「家庭的養護の推進について—家庭と同様の環境における養育の更なる推進に向けて—」
平成29年	8	「新しい社会的養育ビジョン」策定 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県計画の見直し(平成30年度末まで) <ul style="list-style-type: none"> ・ フォスターング機関事業の創設 (令和2年度までに) ・ 乳幼児の家庭養育原則の実現 (5年以内に) ・ 家庭養育や施設養育推計、施設の適切な配置 (10年計画) ・ 児童相談所・一時保護改革 (5年計画) ・ 特別養子縁組の推進 (5年以内に現状の約2倍に) 	
平成30年	7	厚生労働省通知「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」	
		厚生労働省通知「一時保護ガイドラインについて」	
平成31年	4		「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行

2 計画の位置付け

- 本計画は、都道府県の推進計画策定に当たって踏まえるべき基本的な考え方等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(平成 30 年 7 月)に基づき、「東京都社会的養護施策推進計画」を全面的に見直し、新たな推進計画として策定するものです。
- 「『未来の東京』戦略ビジョン」をはじめ、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき策定された「東京都子供・子育て支援総合計画」等、関連する計画との整合を図っています。

3 計画期間

- 本計画の期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間とします。

4 計画の「理念」・「目指すべき姿」

(1) 理念

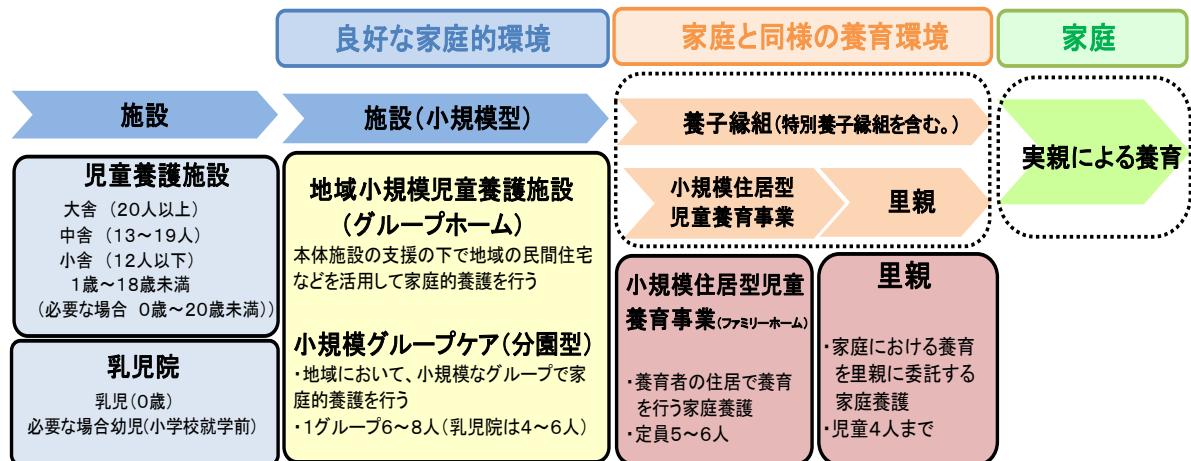
社会的養護が必要な子供たちに加え、養子縁組成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子供たちが、生まれ育った環境によらず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育・ケアを行います。

- ・子供は生まれ育つ環境を自ら選ぶことができない。子供は、適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等を保障される権利を有します。
- ・全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばし、心身ともに健やかに育ち、社会で自立して生活できるように養育環境を整備することが重要です。
- ・社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを視野に入れ、総合的に支援する体制を整備していきます。
- ・子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、家庭に近い環境での養育の推進を図ります。

(2)目指すべき姿

- 都は、平成 27 年に策定した「東京都社会的養護施策推進計画」において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね 6 割とすることを目標に掲げ、里親・ファミリーホーム・グループホームでの養育を推進してきました。
- また、平成 28 年 11 月には、児童福祉審議会専門部会から、「家庭的養護の推進について」が提言され、家庭と同様の環境における養育を一層推進するための実践的な方策が示されました。
- 平成 28 年改正児童福祉法においては、子供の家庭養育優先原則が明記されました。地方公共団体は、子供が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされました。
- しかしながら、施設において、虐待による心身の傷や障害などにより、個別的ケアが必要な児童が増加しているため、里親等への委託の推進にあたっては、児童一人ひとりの状況に合わせ、支援の在り方や進め方を検討する必要があります。
- 平成 30 年 7 月に発出された「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（厚生労働省子ども家庭局長通知）において、里親等への委託の推進にあたっては、個々の児童に対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする児童の見込等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定し、取組を推進することが必要とされています。
- これらを踏まえ、都は、
 - ① 代替養育を必要とする児童が、家庭と同様の環境において養育されるよう、数値目標と達成期限を設定した上で、里親等への委託に向けた取組を推進します。
 - ② 個別的なケアが必要で、施設で養育が必要な児童に対して、施設の定員数を十分に確保するとともに、できる限り良好な家庭的環境での養育や、問題を抱える児童に対する治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備します。

(社会的養育に関する体系図)



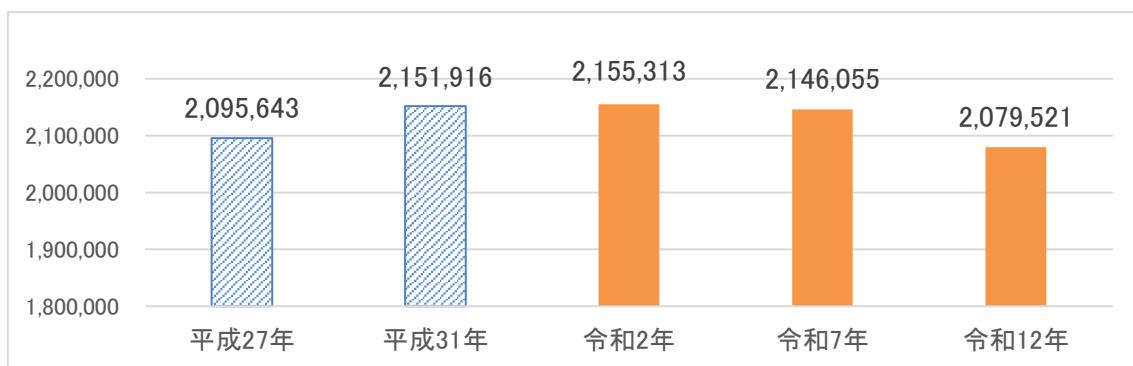
資料：厚生労働省

第2章 東京都の状況

1 人口等

(1) 東京都の児童人口の推計

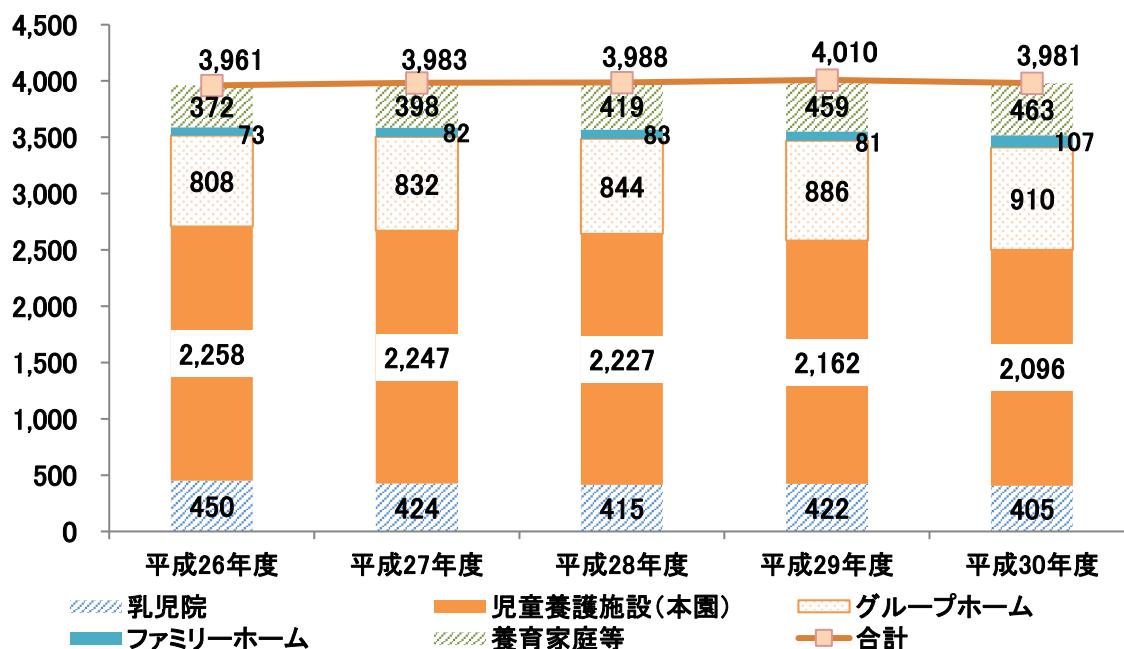
東京都における0～19歳までの人口は、平成31年1月時点では、日本人が2,080,710人、外国人が71,206人、合計2,151,916人であり、都総務局が平成31年3月に公表した「東京都世帯数の予測」では、令和2年（2020年）は2,155,313人、令和7年（2025年）は2,146,055人、令和12年（2030年）は2,079,521人（各年10月1日時点）と予測されています。



資料：総務局「東京都世帯数の予測」

(2) 社会的養護のもとで育つ児童数の推移

ここ数年、社会的養護の措置人員は3,900人台で推移しています。

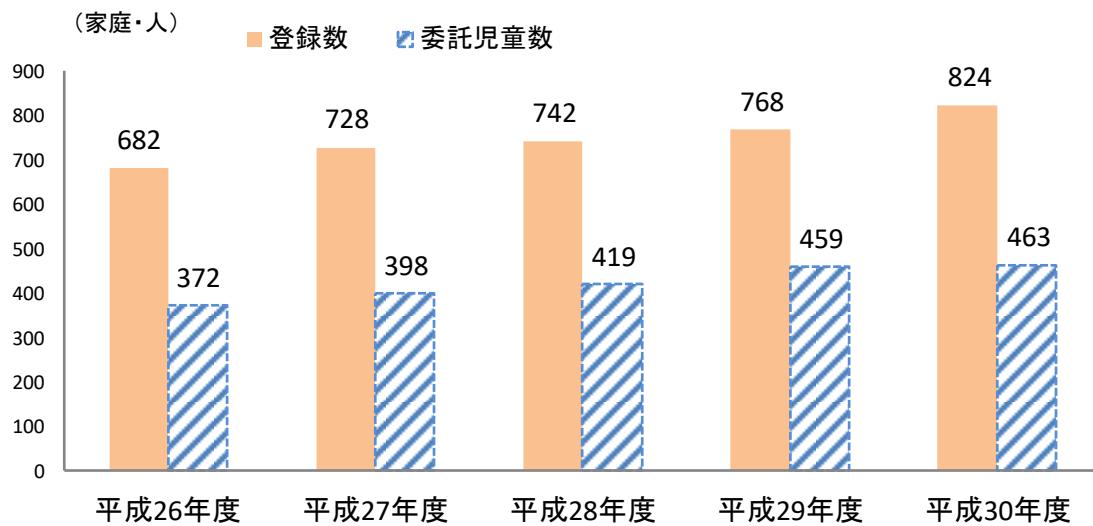


資料：福祉保健局

2 里親等の状況

(1) 養育家庭の登録数及び委託児童数の推移

登録家庭数及び委託児童数は増加傾向ですが、伸びは緩やかになっています。



資料：福祉保健局

(2) ファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移

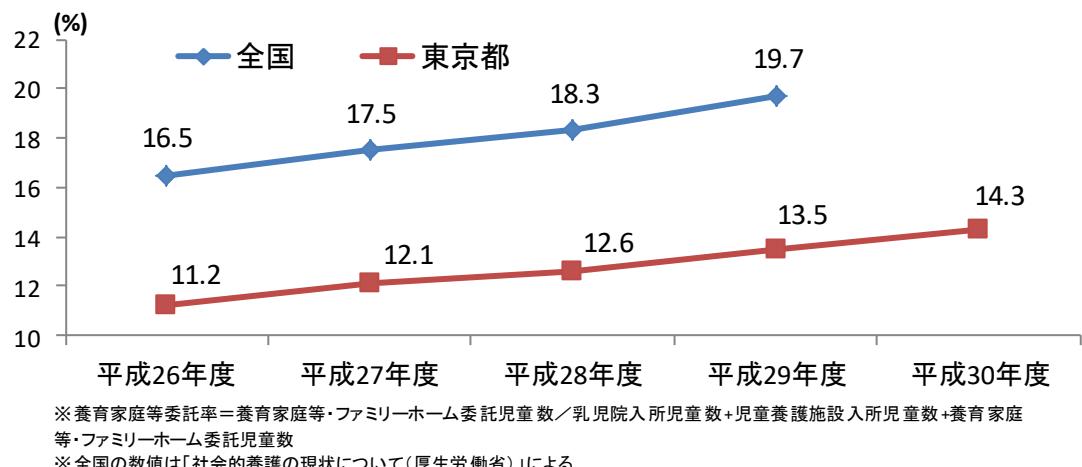
ファミリーホームは、平成30年度末現在、都内に25ホームあり、うち養育家庭移行型ファミリーホームが16ホーム、法人型ファミリーホームが9ホームとなっています。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	16	18	18	19	25
養育家庭移行型ファミリーホーム	13	14	14	14	16
法人型ファミリーホーム	3	4	4	5	9
委託児童数	73	82	83	81	107

資料：福祉保健局

(3) 里親等委託率の推移

里親等委託率は上昇傾向ですが、全国平均よりも低く推移しています。

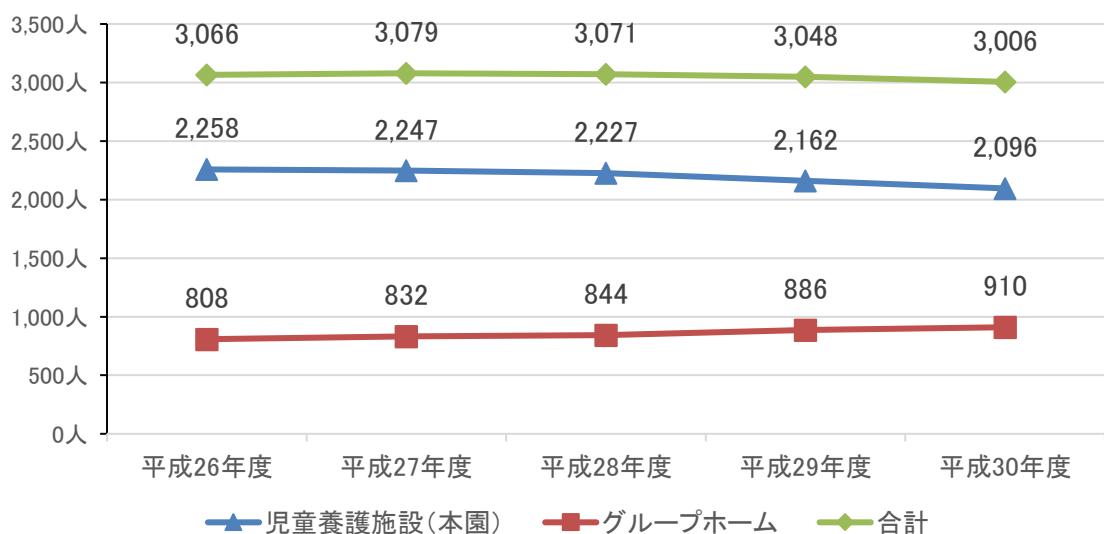


資料：福祉保健局

3 児童養護施設、乳児院の状況

(1) 児童養護施設の入所児童数の推移

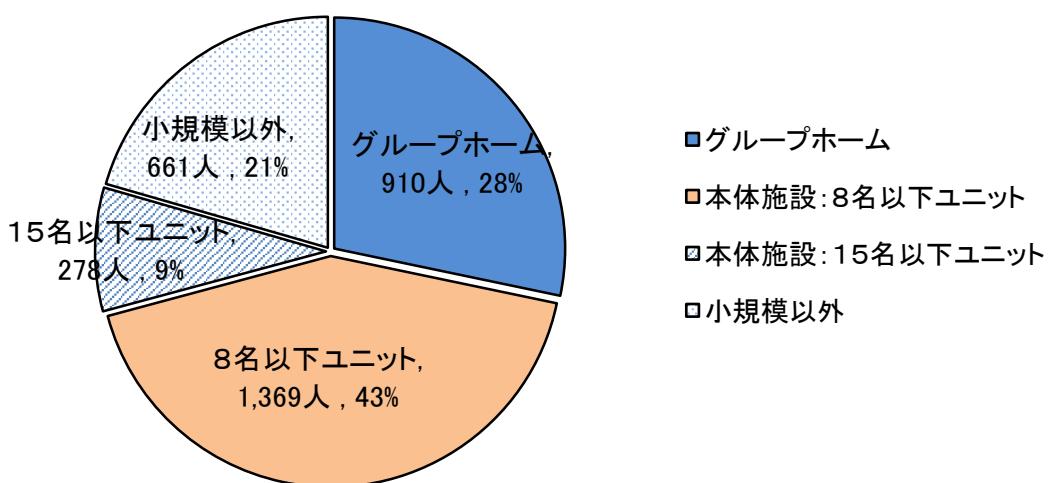
児童養護施設で生活する児童数はここ数年、横ばいで推移しています。



資料：福祉保健局

(2) 児童養護施設の小規模化の状況

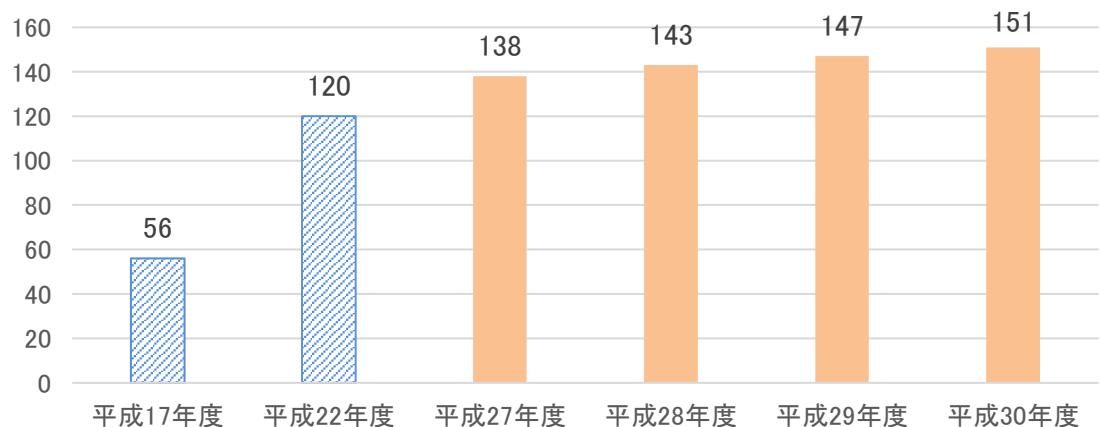
児童養護施設における小規模化の状況は、平成31年2月1日現在で、グループホームが910人と児童養護施設定員の約30%となっています。本体施設で行っている8名以下のユニットケアとグループホームを合わせた小規模化の状況としては児童養護施設全体の70%まで進んでいます。



資料：福祉保健局

(3) グループホーム設置数の推移

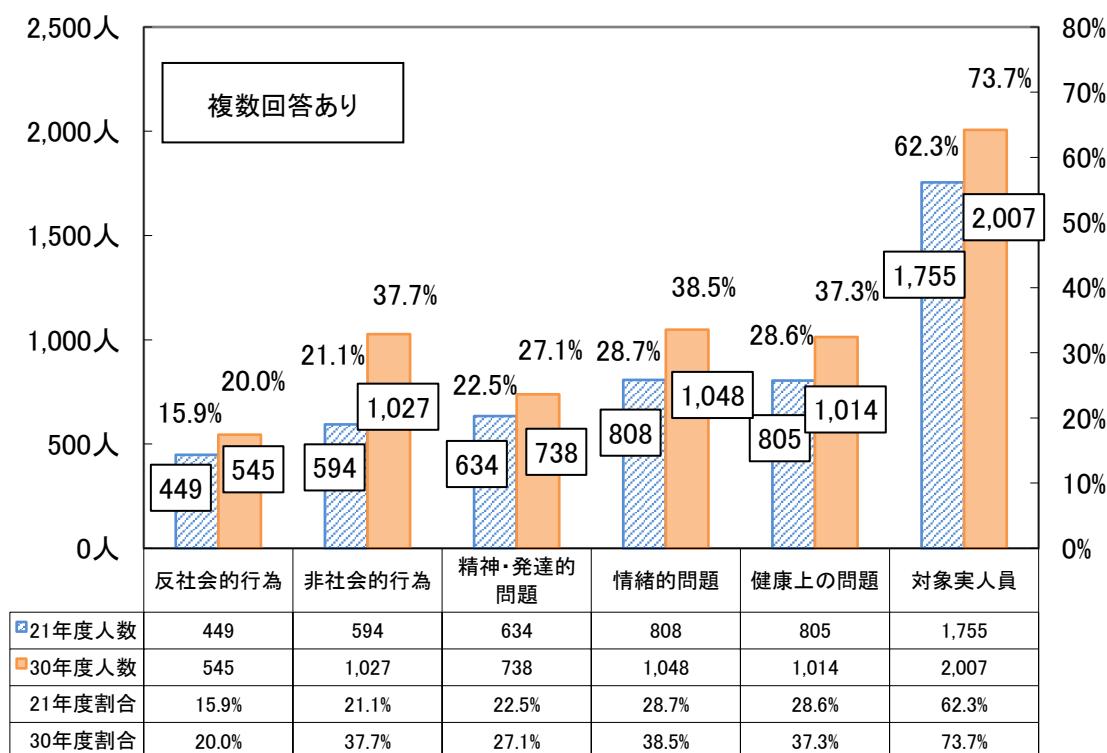
平成 17 年度に、国から児童養護施設の小規模化に関する通知が発出されたこともあり、大幅に増加しましたが、近年、伸びは緩やかになっています。



資料：福祉保健局

(4) 個別的ケアが必要な児童の入所状況

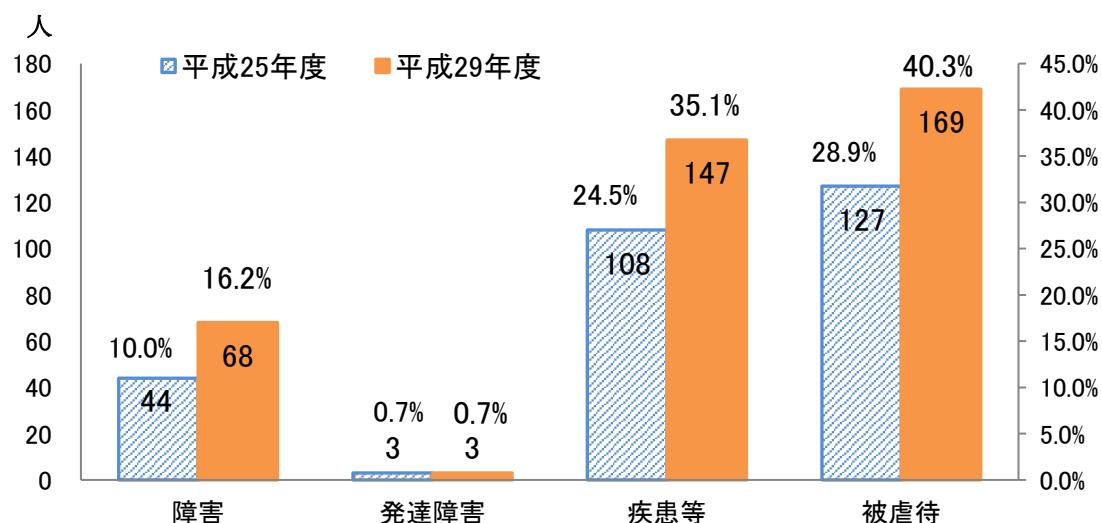
個別的なケアが必要な児童の割合は、平成 21 年度の 62% から 74% に大幅に増加しています。



資料：福祉保健局

(5) 乳児院在籍児童の障害等の状況

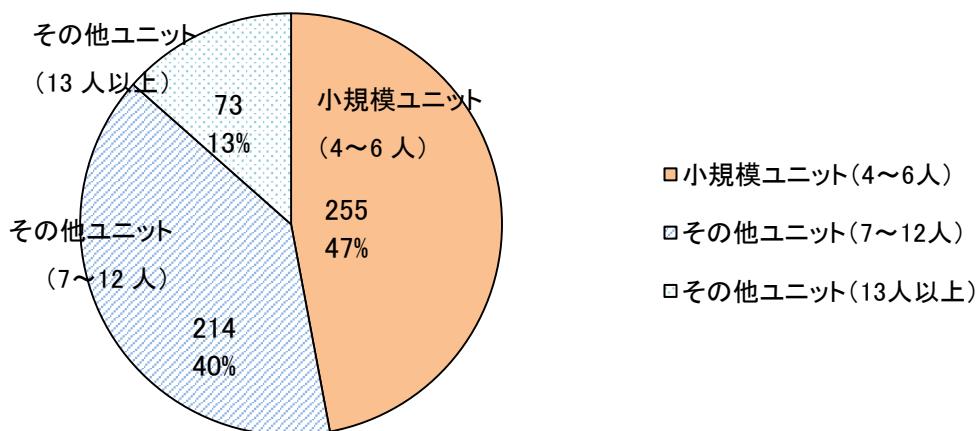
乳児院では、障害や疾患等を抱えていたり、虐待を受けるなど、医療や療育上の手厚いケアが必要な乳幼児の入所が増加しています。



資料：社会的養護現況調査（国）

(6) 乳児院の小規模化の状況

乳児院の中で4人から6人までの小規模で家庭的な運営を行うユニットは、全体の約5割となっています。



資料：福祉保健局

4 自立支援の状況

(1) 児童養護施設の進路状況

平成30年3月に中学校を卒業した児童養護施設入所児童の高等学校等進学率は97.5%となっている。高等学校を卒業した児童養護施設入所児童の大学等進学率は44.3%となっています。

◎中学校卒業児童

	平成30年3月中学校 卒業児童数	進学						就職	その他	
		高校等		専修学校等		合計				
児童養護施設	東京都	244人	235	96.3%	3	1.2%	238	97.5%	1	0.4%
	全国	2,342人	2,204	94.1%	40	1.7%	2,244	95.8%	56	2.4%
(参考)全中卒者	東京都	102,257人	100,962	98.7%	536	0.5%	101,498	99.3%	148	0.1%
	全国	1,133千人	1,120千人	98.9%	4千人	0.4%	1,124千人	99.2%	3千人	0.3%
									7千人	0.6%

◎高等学校卒業児童

	平成30年3月高等学校 卒業児童数		進学						就職	その他	
			大学等		専修学校等		合計				
児童養護施設	東京都	201人	在籍児童	14	7.0%	11	5.5%	25	12.4%	11	5.5%
			退所児童	28	13.9%	36	17.9%	64	31.8%	85	42.3%
			計	42	20.9%	47	23.4%	89	44.3%	96	47.8%
	全国	1,715人	在籍児童	90	5.2%	73	4.3%	163	9.5%	126	7.3%
			退所児童	186	10.8%	180	10.5%	366	21.3%	946	55.2%
			計	276	16.1%	253	14.8%	529	30.8%	1,072	62.5%
(参考)全高卒者	東京都	101,782人		65,863	64.7%	18,993	18.7%	84,856	83.4%	6,567	6.5%
	全国	1,056千人		578千人	54.7%	232千人	22.0%	810千人	79.7%	186千人	17.6%
									60千人	5.7%	

※(児童養護施設)社会的養護現況調査(国)より

※(全中卒者、全高卒者)学校基本調査(国)より

(2) 進学した学校における在籍・卒業状況

施設等退所後に進学した学校等の中途退学率は、児童養護施設退所者では約18%、児童自立支援施設では約32%となっています。

(単位: %)

区分	続けて在籍している	中途退学した	卒業した
児童養護施設	43.4	17.7	38.9
児童自立支援施設	47.4	31.6	21.1

資料:「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」(平成29年2月)

(3) 離職状況

施設等退所後に就いた最初の仕事を「すでに辞めている」と回答した方(181人)の約5割が、1年末満で辞めています。

(単位: %)

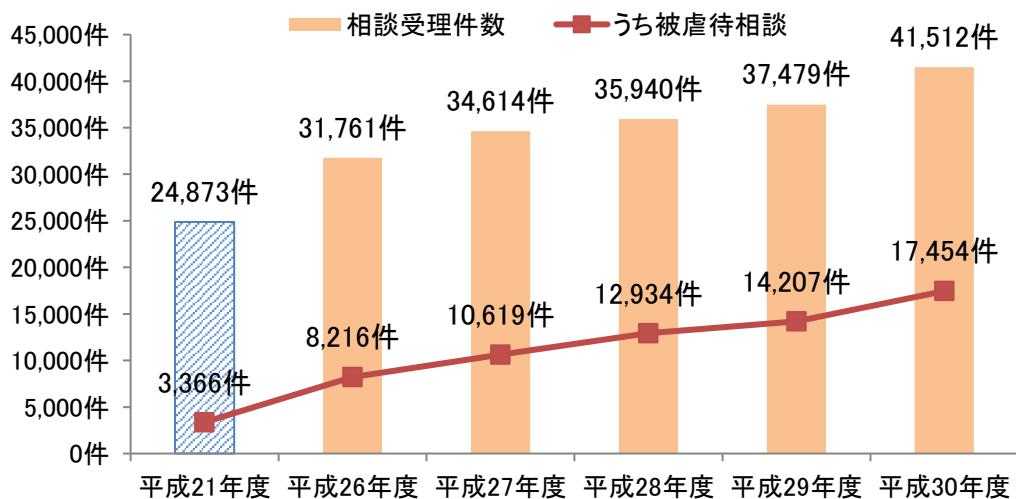
～6か月未満	6か月～1年未満	1～3年未満	3年以上
30.9	19.9	34.3	14.9

資料:「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」(平成29年2月)

5 児童相談所等の運営状況

(1) 児童相談所の相談受理状況

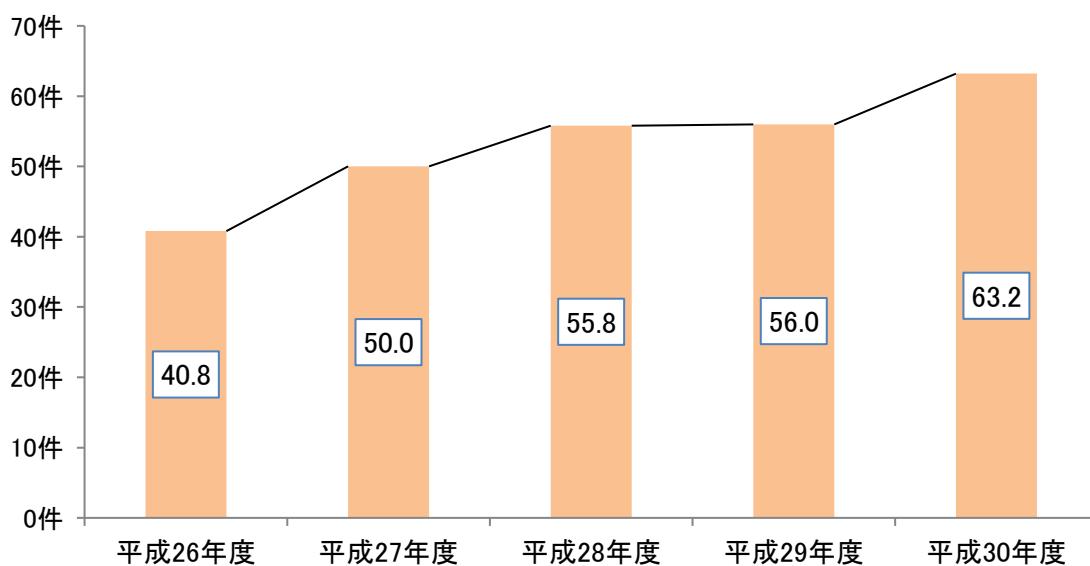
児童相談所が受理した相談件数は、一貫して増加しています。特に、被虐待相談は急増しており、10年前の5倍以上となっています。



資料：福祉保健局

(2) 児童福祉司一人当たり相談件数

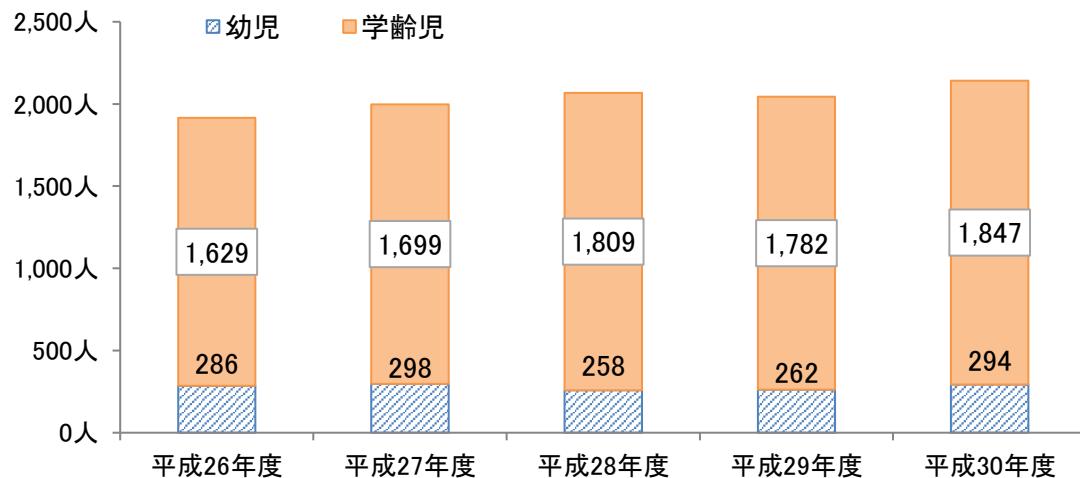
児童福祉司1人当たりが受理する虐待相談は、年々増加しており、近年は一人60件を超える状況です。



資料：福祉保健局

(3) 一時保護所新規入所状況

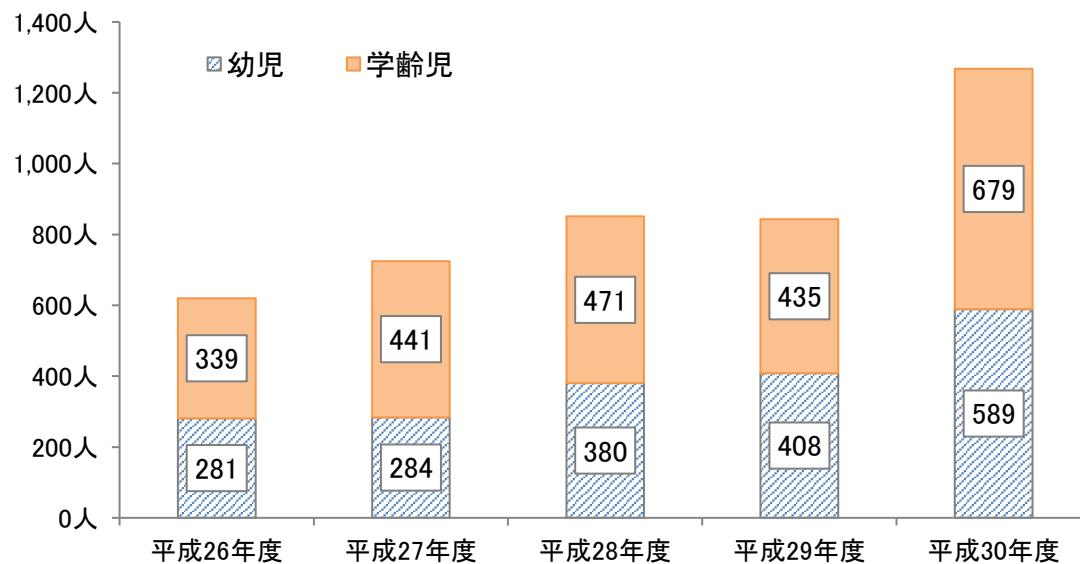
相談件数の増加に伴い、一時保護所入所件数も増加しています。特に近年では、学齢児の増加が大きくなっています。



資料：福祉保健局

(4) 一時保護委託での新規保護人数

一時保護委託件数も増加傾向にあり、学齢児・幼児ともに増加しています。



資料：福祉保健局

(5) 一時保護所入所率、平均保護日数

緊急での一時保護が必要なケースも多く、一時保護所における年間平均入所率は100%超が常態化しています。

また、一人当たりの平均保護日数は40日を超える状況です（全国平均29.6日：平成29年度）。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入所定員 A	192人	213人	213人	213人	213人
1日当たり平均入所数 B	218.7人	226.6人	242.6人	232.3人	244.7人
平均入所率 B ÷ A	113.9%	106.4%	113.9%	109.1%	114.9%
一人当たり平均保護日数	41.7日	41.3日	42.4日	41.9日	40.8日

資料：福祉保健局

6 代替養育を必要とする児童数の推計

(1) 東京都の児童人口の推計

都総務局が平成31年3月に公表した「東京都世帯数の予測」等をもとに、今後、5年ごとの児童人口（0歳～17歳）を推計（以下、「児童人口推計」という。）します。また、平成22年及び27年の国勢調査（年齢別人口）から各年齢の割合を算出し、年齢区分別に算出します。

区分	平成30年度 (実績)	令和2年 (推計)	令和7年 (推計)	令和12年 (推計)
3歳未満	330,393人	336,626人	340,520人	339,537人
3歳以上就学前	332,696人	319,314人	323,007人	322,076人
学童期以降	1,257,452人	1,271,492人	1,286,198人	1,282,495人
合計	1,920,541人	1,927,432人	1,949,725人	1,944,108人
5年間の増減		—	+22,293人	-5,617人

上記、3時点の児童人口推計の5年間の増減を算出し、目標年次ごとの児童人口推計を算出します。

区分	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
3歳未満	339,741人	340,324人	339,735人
3歳以上就学前	322,269人	322,822人	322,263人
学童期以降	1,283,258人	1,285,456人	1,283,235人
合計	1,945,268人	1,948,602人	1,945,233人

(2) 措置児童数の推計

① 新たに代替養育が必要となる児童数(新規措置児童数)を推計

児童人口推計をもとに、児童相談所における養護相談対応件数を推計（相談件数推計）します。

相談件数推計に、平成 30 年度における新規措置児童数（728 人）を養護相談対応件数（25,226 件）で割った比率（新規措置比率）の平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年平均 3.52% を掛けて、新規措置児童数を推計します。

区分	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
児童人口推計	1,945,268 人	1,948,602 人	1,945,233 人
相談件数推計	25,551 件	25,594 件	25,550 件
新規措置比率	3.52%	3.52%	3.52%
新規措置児童数	899 人	901 人	899 人

② 自立等により代替養育が不要となる児童数(退所児童数)を推計

自立や家庭復帰、養子縁組成立等により、代替養育の必要がなくなった児童を推計します。

前年度措置児童数に、措置児童数に対する退所児童数の比率（退所児童数比率）の平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年平均 19.33% を掛けて、退所児童数を推計します。

区分	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
前年度措置児童数	4,404 人	4,492 人	4,570 人
退所児童数比率	19.33%	19.33%	19.33%
退所児童数	851 人	868 人	883 人

各年度において、前年度の措置児童数に、新規措置児童数から退所児童数の差引を足した結果、措置児童数の推計は、以下のとおりとなります。

区分	平成 30 年度 (実績)	令和 6 年度 (5 年目)	令和 8 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (10 年目)
措置児童数	3,981 人	4,452 人	4,525 人	4,586 人

(3) 潜在需要の推計

(潜在需要1)

在宅指導中で里親等・施設利用の事由があったが、児童本人が希望しなかったことなどにより利用できなかった児童数

- ① 児童人口に対する在宅指導中児童数の割合 1.47%（平成30年5月1日及び令和元年5月1日時点の2か年の平均）を、各年度における児童人口推計に掛けて、児童相談所による在宅指導中の児童数を推計します。

区分	平成30年 5月1日	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
在宅指導中児童数	2,744人	2,903人	2,926人	2,949人

- ② 在宅指導中児童数に、施設等利用の事由があったが、利用できなかった児童の割合（施設3.04%、里親等0.69%（平成30年度及び令和元年度児童相談所調査結果の2か年平均））を掛けます。

区分	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
施設	87人	87人	87人
里親等	20人	20人	20人
合計	107人	107人	107人

(潜在需要2)

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果、入所措置等を必要とする可能性のある児童数

「虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検」（内閣府・厚生労働省・文部科学省通知に基づく平成31年4月等調査）で、132人が「虐待の恐れあり」との結果をもとに、令和11年度までの虐待の恐れがある児童を推計した後、新規措置比率3.52%を掛け、施設への入所等を必要とする児童を推計します。

区分	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
虐待の恐れがある児童	134人	134人	134人
入所児童推計	5人	5人	5人

(4) 代替養育を必要とする児童数の推計結果

これまでの推計をもとに、目標年次ごとの代替養育を必要とする児童を推計した結果は、以下のとおりです。

区分	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
合計	3,981人	4,516人	4,637人	4,698人

措置児童の年齢別構成比率（平成30年5月1日時点と令和元年5月1日時点の2か年平均）を、各年度の代替養育を必要とする児童数に乗じて、各年齢区分別の児童数を算出します。

(年齢区分別)

区分	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
3歳未満	406人	490人	499人	505人
3歳以上就学前	428人	535人	544人	550人
学童期以降	3,147人	3,539人	3,594人	3,643人
合計	3,981人	4,564人	4,637人	4,698人

7 里親等への委託児童数及び委託率の推計

(1) 児童相談所に対する施設入所中児童の里親等委託調査

過去1年以内に施設に入所していた児童のうち、里親等委託を実施又は未実施の状況とその可能性について、平成30年5月1日時点と令和元年5月1日時点で児童相談所に調査を行いました。その結果、令和元年5月1日時点の調査では、里親等委託されている児童は14.6%、里親等委託が適していたが委託できていなかった児童は13.2%、里親等委託が適していなかった児童は72.2%でした。

基準日(令和元年5月1日)時点で里親等委託が適していたか

区分	全体		3歳未満		3歳以上の就学前		学童期以降	
里親等に委託されている	554人	14.6%	34人	8.4%	102人	23.0%	418人	14.2%
里親等委託が適していた	503人	13.2%	121人	29.7%	82人	18.5%	300人	10.2%
里親等委託が適していなかった	2,740人	72.2%	252人	61.9%	259人	58.5%	2,229人	75.6%
計	3,797人	100.0%	407人	100.0%	443人	100.0%	2,947人	100.0%

(2) 里親等委託の可能性がある児童

里親等委託が適していたが、適當な里親が見つからなかったことなどにより、委託できていなかった児童については、今後、里親等への支援の充実等により、全ての児童の委託を目指します。

また、里親等委託が適していなかった児童について、適していなかった理由と、委託の可能性についてさらに調査を行いました。その結果、以下の区分に属する児童について、将来的に対策を行えば、委託の可能性があります。

なお、その他の区分の児童においても、委託促進対策を講じることで委託が可能であるか、児童への支援を通じて、個別に可能性を検討していきます。

里親等委託が適していなかった理由

区分	全体	3歳未満	3歳以上の就学前	学童期以降
重度の障害があった	12人 0.4%	3人 1.2%	4人 1.5%	5人 0.2%
高い非行性があった	54人 2.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	54人 2.4%
医療的ケアの必要があった	67人 2.4%	8人 3.2%	10人 3.9%	49人 2.2%
情緒・行動上の問題が著しかった	396人 14.5%	3人 1.2%	16人 6.2%	377人 16.9%
⇒家庭復帰(計画含む)に向けて施設による交流等支援中だった	697人 25.4%	119人 47.2%	105人 40.5%	473人 21.2%
本人が施設入所継続を希望していた	446人 16.3%	1人 0.4%	4人 1.5%	441人 19.8%
本人が里親等委託を明確に拒否していた	20人 0.7%	0人 0.0%	1人 0.4%	19人 0.9%
保護者の状況から里親委託が困難	858人 31.3%	98人 38.9%	112人 43.3%	648人 29.1%
その他	185人 6.8%	19人 7.5%	7人 2.7%	159人 7.1%
無回答	5人 0.2%	1人 0.4%	0人 0.0%	4人 0.2%
計	2,740人 100.0%	252人 100.0%	259人 100.0%	2,229人 100.0%

(委託の可能性のある児童)

家庭復帰に向けて施設で交流支援中の児童

「里親等委託が適していなかった」児童のうち、適していなかった理由が「家庭復帰（計画含む。）に向けて施設による交流等支援中」だった児童を対象に、委託の可能性について児童相談所に補足調査を行いました。

その結果、今後、フォースタリング機関^(※1)の配置などの里親等に対する委託促進策を講じることで、当該児童の約43.2%の状況が改善し、委託の可能性があります。

里親等委託の可能性がある児童として、家庭復帰（計画含む。）に向けて施設による交流等支援中の児童（697人）の43.2%（300人）を里親等委託が適していた児童に追加します。

【質問2】

家庭復帰に向けた交流について、里親委託に適していなかった具体的な状況(複数回答可)
(実回答数 155名)

項目	回答数
施設が直接親と連絡をとり、交流・助言を行うことが必要だった(できていた)。※	90名
保護者交流による子供のアセスメントや交流前後のケア等に関し、施設に期待する部分が大きかった。	68名
実親の状況により、交流計画の変更やキャンセルが多く、弾力的な対応が必要だった。	31名
里親の生活にあわせて、面会交流を設定することが困難だった。※	31名
復帰後のアフターケアとして、施設の家庭訪問が必要だった。※	16名
交流場所の確保に関し、施設の協力が必要だった。※	15名
	251名

※は委託促進対策を行うことで、委託への状況が改善するだろうと見込む。

該当児童数67名 67名÷155名 = 43.2%

(※1) フォースタリング機関

里親のリクルート・アセスメント、里親に対する研修、子供と里親のマッチング、里親への支援等の一連の業務を一貫して行う民間機関等

(3) 年次・年齢区分別推計

以上の調査結果を踏まえ、目標年次ごと及び年齢区分別の里親等への委託児童数及び委託率を推計します。

区分	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
3歳未満	52人 (12.8%)	69人 (14.1%)	143人 (28.7%)	255人 (50.5%)
3歳以上就学前	98人 (22.9%)	161人 (30.1%)	208人 (38.2%)	278人 (50.5%)
学童期以降	420人 (13.3%)	683人 (19.3%)	901人 (25.1%)	1,224人 (33.6%)
合計	570人 (14.3%)	913人 (20.0%)	1,252人 (27.0%)	1,757人 (37.4%)

(4) 将来に向け必要な里親等登録数

平成30年度末時点の全里親等登録家庭のうち、委託中の家庭は約67%であったことから、里親等への委託の実現には、約1.49倍の登録家庭が必要となります。

区分	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
委託児童数	570人	913人	1,252人	1,757人
里親等登録数	849家庭	1,363家庭	1,869家庭	2,622家庭

8 施設で養育が必要な児童数の推計

(1) 施設で養育が必要な児童数

6 「代替養育を必要とする児童数の推計」結果から、7 「里親等への委託児童数の推計」結果を差し引き、「施設で養育が必要な児童数」を推計します。

区分	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
3歳未満	354人	421人	356人	250人
3歳以上就学前	330人	374人	336人	272人
学童期以降	2,727人	2,856人	2,693人	2,419人
合計	3,411人	3,651人	3,385人	2,941人

※6(4) 代替養育を必要とする児童数の推計結果－7(3) 年次・年齢区分別推計

(2) 必要な施設定員数

「施設で養育が必要な児童数」をもとに、施設養育として必要な定員数を推計します。

3歳未満は、乳児院の入所率（約80%）の定員規模で推計（必要数の約120%、令和7年度以降は130%とする。）し、3歳以上就学前と学童期以降は、児童養護施設の入所率（約95%）の定員規模で推計（必要数の約105%）します。

区分	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
3歳未満	466人	505人	463人	325人
3歳以上就学前	344人	393人	353人	286人
学童期以降	2,854人	2,999人	2,827人	2,540人
合計	3,664人	3,897人	3,643人	3,151人

なお、代替養育を必要とする児童は、令和11年度（10年目）まで毎年増加する見込みです。里親等への委託は推進していきますが、十分な里親等登録数を確保するまでは、保護が必要な児童の行き場がなくなることのないよう、施設養育の定員数も十分に確保しておく必要があります。

第3章 東京都における具体的な取組

I 施策の方向性

1 家庭と同様の環境における養育の推進

(1)里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進

里親等委託率を37.4%とすることを目指して、都民の里親制度の認知度の向上を図る普及啓発や、里親登録数の拡大を図るターゲットを絞った効果的な広報やり巡回、未委託の登録家庭に対して養育を経験する機会の提供など、里親等への委託に向けた取組を推進していきます。

(2)里親に対する支援

里親が、委託児童を養育しやすい社会となるよう、企業に対する広報の充実など里親制度の認知度を高め、社会全体で里親家庭を支援する意識の醸成を図る取組や、フォースタリング機関の活用など一貫性・継続性のある里親支援体制の構築を図ります。

(3)特別養子縁組に関する取組の推進

家庭養育優先の原則に基づき、永続的解決としての特別養子縁組に関する取組を推進するため、養子縁組里親への支援の充実、特別養子縁組を前提とした新生児委託の推進、民間養子縁組あっせん機関との連携などを図ります。

2 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

(1)施設の小規模かつ地域分散化の促進

施設で生活する児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、引き続き、小規模化・地域分散化に対応する整備を支援するほか、職員の勤務体制や育成、本体施設による支援等の課題の解決に向けた検討を進めます。

(2)ケアニーズが高い児童に対する専門的なケアの充実

児童のケアニーズに応じた治療的・専門的ケアの充実を図るため、職員の配置増や専門職の配置による支援体制を強化するとともに、虐待等による重篤な症状を持つ児童の行動上の問題や、精神的・心理的問題の改善のための取組を強化します。

(3)施設の多機能化

施設における、小規模かつ地域分散化により空いたスペースや、蓄積した支

援のノウハウを活かし、在宅子育て家庭や里親に対する支援、一時保護した児童の受け入れなどの多機能化・機能転換を推進します。

3 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援

施設や養育家庭等で生活する児童が希望する学校への進学や職業への就業に向け、自立のための準備や課題解決を支援するとともに、進学・就業後も、自立した生活の安定を図るために、個々の状況に応じた相談・指導を充実します。

4 児童相談所の体制強化

(1)児童相談所における人材の確保及び育成

児童福祉司・児童心理司の更なる増員とともに、経験の浅い職員に対する指導や研修等の充実を図ります。また、日常的に弁護士に相談できる体制整備や、児童の治療指導等への医師の活用など、専門的支援について充実を図ります。

(2)中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

児童相談所の設置を計画している自治体からの派遣研修の受け入れや研修の実施等により、人材育成に協力するとともに、児童相談所設置に向けた自治体との確認作業のほか、施設利用の広域調整、情報共有等を図ります。

5 一時保護児童への支援体制の強化

高まる一時保護の需要に対して、一時保護所の定員拡大を検討するとともに、一時保護委託を積極的に活用します。また、入所する児童の権利が尊重され安心した生活ができるよう、児童の年齢等に応じた個別対応環境の整備を推進します。

6 子供・子育て家庭を支えるための取組

(1)当事者である子供の権利擁護の取組

子供が意見を表明できる仕組みの効果的な周知を図るとともに、子供の意見表明を支援する方策として、「子供アドボケイト」の導入を検討します。また、児童福祉審議会等を活用した子供の権利擁護の仕組みについて検討します。

(2)区市町村の子供・子育て支援体制の構築に向けた取組

在宅で生活している子供や家庭に対する支援体制を構築するため、相談支援や支援メニューの充実、保護者に強い育児疲れや不安がある家庭や、不適切な養育状況にある家庭の児童を養育するショートステイなど、ニーズに応じた支援体制を構築する区市町村を支援します。

II 具体的な取組

1 家庭と同様の環境における養育の推進

(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進

＜背景と経緯＞

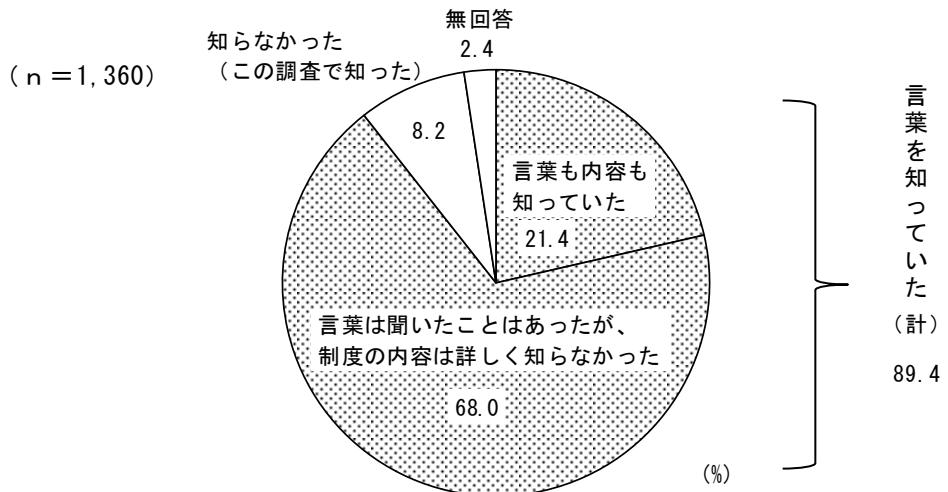
- 平成 28 年の児童福祉法改正により、子供の家庭養育優先原則が明記されました。地方公共団体は、子供が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされています。
- 平成 29 年 8 月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の児童については概ね 7 年以内に里親委託率 75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50%以上を実現することとされています。
- 一方で、個々の児童に対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子供の最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではないとされています。
- また、2020 年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、児童と里親家庭のマッチング、児童の里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォースタリング業務）の包括的な実施体制を構築することで、里親とチームになり、質の高い里親養育を実現するとしています。

① 里親制度の普及・登録家庭数の拡大

＜現状と課題＞

- 都は、これまで、区市町村や里親支援機関、施設等と連携して、地域や医療機関、教育機関、企業向けにポスター等の配布や養育家庭体験発表会の実施等により、里親制度の理解促進を図ってきましたが、里親制度の内容を知る都民の割合は、21.4%（令和元年6月～7月 都福祉保健局調査）に留まり、里

親に対する社会の理解は進んでいません。



- 前述の調査によれば、「里親になってみたい気持ちがある」との回答は 5.1%、「里親になることに関心はあるが、難しいと思う」との回答は 40.7%でした。里親の登録数は増加傾向にありますが、伸びは緩やかであり、様々な取組を通じて、意欲・関心のある都民を里親登録へとつなげていくことが必要です。
- また、併せて、里親制度が広く普及しない理由について、74%が、「里親についての情報が少なく、馴染みがない」と回答。地域の中で里親が養育しやすい社会をつくり、更に里親希望者が申請しやすい環境とするために、里親制度全般に関し、広く周知を行うことも求められます。
- 都は、養育家庭と養子縁組里親の二重登録を認めていませんが、マッチングを待つ間の養子縁組里親は、研修により一定の知識・スキルを習得しているにも関わらず、養子縁組里親を社会的養護の担い手として十分活用できていません。
- 養育家庭から移行して開設するファミリーホームの場合、開設時点で受託児童が4人必要なことなど、開設に係る都独自の基準があるため、ファミリーホームに移行できない養育家庭があります。

＜今後の方向性＞

- 都や区市町村、里親支援機関による既存の普及啓発に加え、民間のノウハウも活用しながら、都民の里親制度の認知度の向上を図るために普及啓発を実施していきます。

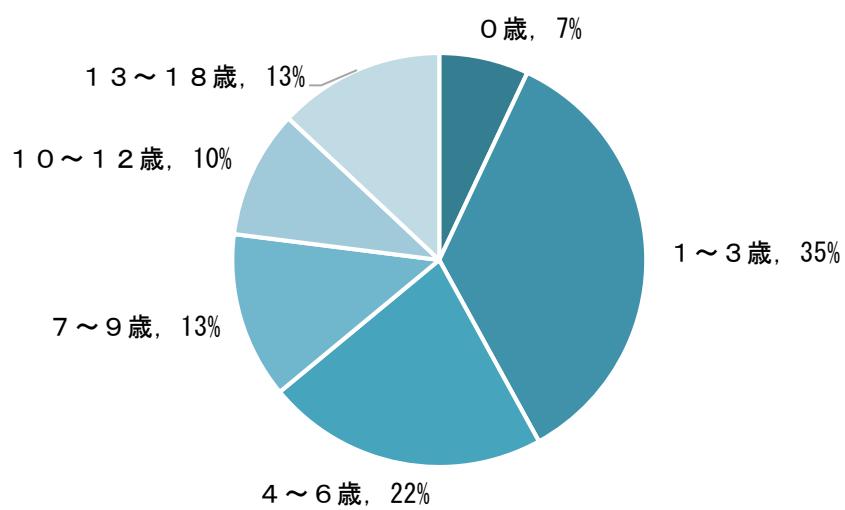
- 調査結果や既登録里親の属性についての分析等を行った上で、広く周知を図るための広報とリクルートのための広報を戦略的に実施します。
リクルートのための広報については、フォスタリング機関が中心となって、ターゲットを絞った効果的なアプローチを行い、里親登録数の拡大を図ります。
また、住民に身近な区市町村と連携しながら、学校、保育所、幼稚園、学童保育、自治会など、地域の様々な機関を通じて、リクルートを推進します。
- 児童の福祉を最優先にしつつ、養子縁組里親を社会的資源として、より活用できるようにする観点から、里親の認定・登録の在り方を検討します。
- ファミリーホームへの移行を目指す養育家庭を引き継ぎ支援するとともに、ファミリーホーム設置基準の見直しについて検討します。

② 里親等委託の促進に向けた取組

＜現状と課題＞

- 都における代替養育を必要とする児童全体に占める里親、ファミリーホームへの委託率（里親等委託率）は、14.3%（平成30年度末）に留まっています。
- 里親等への委託には、親権者の同意が必要となりますが、特に乳幼児の場合など、親権者が「子供に会えなくなる」という印象を持ってしまい、里親委託の承諾を得ることが難しいケースもあります。
- 実親交流に関しては、乳児院や児童養護施設の協力を得られるメリットが大きいことから、家庭復帰を前提としたケースは施設入所になることが多くなっています。
また、児童が実親と交流することに抵抗のある里親も存在します。
- 養育家庭として登録されている家庭のうち、未委託の家庭が約4割を占めています。
- 6歳以下を希望する家庭が6割を超える一方、13歳以上の希望は2割未満と、養育家庭が受託を希望する児童の年齢は低年齢に偏りがあります。
- 障害児など特別なケアが必要な児童に対応できる里親が不足しています。

（養育家庭が受託を希望する児童の年齢）



＜今後の方向性＞

- フォスタリング業務（里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、里親への支援）を包括的に民間機関に委託するフォスタリング機関事業を実施し、里親等委託を推進する体制の強化を図り、令和 11 年度における里親等委託率（合計）を 37.4% とすることを目指します。
- また、里親等委託の推進にあたっては、低年齢ほど愛着関係の形成が重要であるため、乳幼児のより積極的な委託に向けた取組を検討していきます。
- 養育家庭の登録数の拡大を図る広報と併せて、養育困難を抱える保護者に里親制度を正しく理解してもらうための広報も充実させます。
また、個々のケースにおいても、実親が安心して児童を里親に預けられるよう、児童相談所が実親と話し合いを重ねるなど、里親制度の理解を促していきます。
- 家庭復帰を前提としたケースについても里親委託が進むよう、里親委託中の児童の実親交流に関して、民間機関が児童福祉司の業務を支援する仕組みを検討します。
また、里親に対して、研修その他の機会を通じて、親子再統合に向けた実親支援の重要性を伝え、児童が実親と交流することについての理解を促していきます。
- 未委託の登録家庭に対して、研修や家庭訪問を通じ、養育への理解を促進するとともに、短期委託や一時保護委託で児童を受け入れる経験、経験豊富な里親の実際の養育を学ぶインターンシップの実施などにより、スキルアップの機会を提供していきます。
- 里親委託候補児童には様々な年齢の児童がいることを広く周知するとともに、高年齢児を希望する里親の効果的なリクルート方法を検討します。
- 障害児等の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門養育家庭のリクルートを推進します。

＜数値目標＞

区分	直近値	目標
1 里親等委託率（3歳未満）	12.8% (平成 30 年度)	50.5% (令和 11 年度)
2 里親等委託率（3歳～就学前）	22.9% (平成 30 年度)	50.5% (令和 11 年度)
3 里親等委託率（学齢児）	13.3% (平成 30 年度)	33.6% (令和 11 年度)
4 里親等委託率（合計）	14.3% (平成 30 年度)	37.4% (令和 11 年度)

＜評価のための指標＞

区分	直近値
1 里親登録家庭数	824 家庭 (平成 30 年度)
2 里親委託児童数	463 人 (平成 30 年度)
3 ファミリーホーム設置数	25 ホーム (平成 30 年度)
4 ファミリーホーム委託児童数	107 人 (平成 30 年度)

(2) 里親に対する支援

<背景と経緯>

- これまで、都においては、児童相談所を中心に区市町村や乳児院、児童養護施設、民間団体など関係機関が連携しながら養育家庭を支援してきました。
- また、児童相談所の業務を補完して、養育家庭の支援を担う「里親支援機関」の設置や、専門性と地域性を活かした養育家庭の支援を行うための乳児院と児童養護施設への「里親支援専門相談員」の配置、家事育児援助者の派遣、学習ボランティアの派遣など、養育家庭に寄り添ったきめ細かな支援を行ってきました。
- 平成 28 年 11 月の児童福祉審議会の提言では、養育家庭の中には、社会的養護の担い手であることへの理解不足により、各機関との連携に消極的で、養育の困難さや児童の課題を抱え込んでしまう家庭もあるとの指摘がありました。
- 児童福祉審議会の提言を受け、平成 30 年 1 月から、児童相談所をはじめ、里親支援機関、児童養護施設（乳児院）、区市町村の母子保健部門や子供家庭支援センター等の各関係機関が連携しながら、それぞれの役割に応じた専門的な支援を行う体制（チーム養育）を整えています。

<現状と課題>

- 里親の子育てを支えるためには、地域における支援が重要であるとともに、共働き家庭が多いことから、企業における理解と支援も必要です。
企業に対する調査において、「里親を希望する社員を支援するのに、どのようなことがあるといいか」について、「里親制度そのものが、社会的に認知されていること」を挙げた企業が最も多く、47.2%にのぼります（令和元年6月～7月 都福祉保健局調査）。また、登録されている里親に対する調査においても、89%が「里親制度の周知が不十分」と回答しています（平成 31 年 3 月 都福祉保健局調査）。
- 現行のチーム養育体制には、様々な機関が里親に対して重層的に支援を行うことのメリットがある一方、里親から見て各機関の役割の違いが分かりにくいというデメリットもあり、一貫した支援体制が求められます。
また、関係機関同士の即時性のある情報共有も課題となっています。

- 養育家庭を支える児童相談所の児童福祉司が、異動等によって交替することは、児童や里親にとって、大きな影響を与える場合があります。児童や里親と信頼関係を維持し、継続的に支援できる仕組みが求められます。
- 里親に委託されている児童のうち、里親が児童の特性を理解できず、対応できない等の理由から、委託を中止する事例（不調事例）も見られることから、丁寧なマッチングや里親の養育力の向上、里親にかかる養育の負担に寄り添った相談支援が求められます。
- 里親から、児童相談所の支援が十分に行き届いていない、児童相談所に悩みを相談しにくいといった意見もあり、児童相談所とは別に、里親の意見を聞く仕組みが求められています。

＜今後の方向性＞

- 養育家庭への社会の理解が深まり、里親が地域及び職場において支援を受けながら養育できるよう、里親制度の認知度を高めるとともに、地域のほか、企業に対する広報を今後さらに広げていき、里親制度に対する都民の理解促進や、社会全体で里親家庭を支援する意識の醸成を図る取組を推進します。
- フォスタリング業務（里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、里親への支援）を包括的に民間機関に委託するフォスタリング機関事業のモデル実施を行い、一貫性・継続性のある里親支援体制の構築を図ります。
- また、フォスタリング機関が中心となりながら、各関係機関が役割に応じた専門的な支援を行い、関係機関が密にコミュニケーションをとりながら、引き続きチーム養育体制の強化を図っていきます。さらに、モデル実施を行なながら、将来的にフォスタリング業務を担う人材を育成する仕組みについても検討します。
- 不調事例を踏まえ、支援の難しい児童の養育の仕方など、養育力の向上を図る研修を充実します。
また、被措置児童等虐待事例も踏まえ、子供の権利擁護への理解を深める研修を実施します。さらに、民間機関によるフォスタリング業務の実施によって、措置権限のない民間機関が里親の一義的な相談窓口として寄り添い型の支援を行い、不調に至る前にニーズを早期に把握していきます。

- フォスタリング機関による相談支援とともに、子供の最善の利益を守るために、第三者が児童や里親などから意見を聴き、調査や助言等を行う新たな仕組みの構築を検討します。

＜数値目標＞

区分	直近値	目標
1 フォスタリング機関実施数	令和2年度から モデル実施	<u>全ての都児童相談所</u> <u>担当地域で実施</u> (令和6年度)

(3) 特別養子縁組に関する取組の推進について

＜背景と経緯＞

- 平成 28 年の児童福祉法改正により、養子縁組里親が法定化されたことに加え、養子縁組成立後の支援も含めた養子縁組に関する相談・支援が都道府県（児童相談所）の業務として位置付けられました。
- 「新しい社会的養育ビジョン」では、実家庭で養育ができない児童や、家庭復帰に向けた努力をしても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けている児童の場合、家庭養育原則に基づき、永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えるべきであるとされています。
- 都は、平成 29 年度から、家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合に、できる限り早期に特別養子縁組ができるよう、乳児院において、養子縁組里親への委託に向けた研修や交流支援、委託後のフォロー等を行う事業を開始しました。
- 平成 30 年4月、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律が施行され、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度が導入されるとともに、国内縁組優先の原則が明確となりました。都は、法律に基づき、民間あっせん機関に対する許可や指導を行っています。
- 令和元年6月の民法等の一部を改正する法律の成立で、特別養子縁組の対象年齢が原則6歳未満から原則 15 歳未満に引き上げられ、審判に二段階手続きが導入されることとなりました。

＜現状と課題＞

- 養子縁組里親に対しては、委託から縁組成立までは、養育家庭とほぼ同様の支援を行っています。児童の発達途上からの養育という特性に伴う相談は養育家庭と同様であり、委託前の交流期間中や縁組成立後も含め、継続した支援が求められます。
- 児童福祉法で都道府県業務として規定されている縁組成立後の実親への支援やルーツ探しを望む養子への支援等については、各児童相談所で十分なノウハウが蓄積されておらず、都として方針を検討する必要があります。

- 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、早期に養子縁組里親への委託を目指す事案において、同時期に複数の新生児が候補となつたため、新生児のうちに委託につながらなかつたケースも生じています。
- 民間あっせん機関は、都道府県を越えて養子縁組のあっせんを行っています。児童相談所では、養親希望者が民間あっせん機関からあっせんを受けた場合、区市町村経由で同居届の提出を受け、試験養育中に訪問調査などを行っていますが、都外に住所を有する児童の縁組をあっせんされたケースや遠方の民間あっせん機関を利用しているケースについては、状況に応じた行政機関同士の連携も必要です。
- 民間あっせん機関と児童相談所は、子供の最善の利益に資する観点から、養親希望者と児童のマッチングやマッチング後の支援等に関して、相互に連携を図ることが求められます。
- 民法改正により新たに特別養子縁組が可能となる年齢の児童のケースについて、児童の実親に対する説明を含め、適切な対応が求められます。また、特別養子縁組の審判における第一段階の手続きについては、児童相談所長による申立て等が可能になることから、ケースに応じて適切に関与することが求められます。

＜今後の方向性＞

- 交流期間中の養子縁組里親への支援を充実させ、委託に向けた交流を促進していくとともに、縁組成立後の養親からの真実告知に関する相談等に対応するための体制の充実を図ります。
- 縁組成立後の実親への支援や実親子の交流、生い立ちに関する情報の養子への提供の在り方等について、検討します。
- 養子縁組が最善と判断した場合、できる限り新生児のうちに委託を進められるよう、ニーズに対応できる体制を整備し、一層の推進を図ります。
- 養親希望者が民間あっせん機関から養子縁組をあっせんされたケースについては、児童が都外に住所を有していた場合も適切な支援が行われるよう、必要に応じて他の道府県とも連携を図ります。
- 児童相談所は、試験養育中の訪問調査により養親希望者が民間あっせん機

関から十分な支援を受けられていないことを把握した場合には、民間あっせん機関に対して指導を行うとともに、必要に応じて地域の支援につなげます。

- 都と都内の民間あっせん機関との間で定期的に会議を開催するなどして、養親希望者と児童のマッチングやマッチング後の支援等に関して、連携を図ります。マッチングに関しては、都と民間あっせん機関がそれぞれに登録する養子縁組里親・養親希望者の中で適当な候補家庭を見つけられない場合に里親登録の有無、都内在住に関わらず、相互に養親希望者及び養子候補者となる児童を紹介する仕組みを構築し、養子縁組成立に向けた連携を図ります。マッチング後の支援については、民間あっせん機関と区市町村との連携の促進も図ります。
- 民法改正を踏まえて、特別養子縁組制度の活用の在り方や里親の認定・登録の在り方を検討するとともに、家事事件手続法の改正を踏まえて、審理への児童相談所の関与の在り方を検討します。

＜評価のための指標＞

区分	直近値
1 養子縁組里親の登録家庭数	270 家庭 (平成 30 年度)
2 養子縁組里親の委託児童数	31 人 (平成 30 年度)

2 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備

(1) 施設の小規模かつ地域分散化の促進

＜背景と経緯＞

- 平成 28 年の児童福祉法改正により、家庭養育優先原則を進める中において、児童を家庭において養育することが困難、又は適当でない場合にあっても、児童が「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、施設は小規模かつ地域の中に分散して設置することが求められています。
- 都は国に先駆け、施設分園型グループホームを創設したほか、グループホーム支援員の配置経費の補助等を行い、施設から独立し、家庭的な環境のもと、地域社会の中で児童を養護するグループホームの設置を推進してきました。

＜現状と課題＞

- 児童養護施設においては、平成 31 年 2 月時点で、定員 6 名のグループホームが児童養護施設定員全体の約 30%、本体施設における定員 8 名以下のユニットケアが全体の約 40%であり、これらを合わせた小規模化の状況としては、全体の約 70%まで進んでいます。
- 乳児院においては、平成 31 年 4 月末時点で、定員 4～6 名の小規模ユニットが約 50%となっており、小規模化が進んでいます。
- グループホームとして活用可能な、6 名の児童の居室と職員室を確保できる広さを有する賃貸物件を、都内で見つけることが困難な状況にあります。また、現行の配置基準では、宿直を含めた勤務ローテーションを組むことが困難になっています。
- ケアニーズが高い児童の養育を担うベテラン職員を本体施設に配置する必要から、若手職員がグループホームの運営の中心となり、職員の育成、フォローが課題となっています。
- 「新しい社会的養育ビジョン」においては、施設に入所する児童に対してできる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、原則として概ね 10 年以内を目指し、全ての施設において最大 6 名の小規模化・地域分散化、常時 2 人以上の職員配置の実現を求めています。

- 都立児童養護施設においては、その公的な役割を果たす中でケアニーズが高い児童の割合が増加しており、現行の職員配置基準及び1ユニット定員(8名)では児童の特性に応じた支援が困難になってきています。
また、一部のグループホームは、通常6名定員であるところ、8名定員で運用しており、本体施設及びグループホームにおける生活単位の小規模化を進める必要があります。
- 地域分散化の促進によって、児童が本体施設からグループホームに移り、グループホームの所在地により転校する場合、学校等と児童の特性等の共有や連携が必要になる場合があります。
- 乳児院においては、特に職員配置の少ない夜間を中心に、授乳や呼吸確認などの業務や、緊急を要する乳児の一時保護委託の受入を行う必要があることから、小規模での養育を実施するためには、職員の配置増とともに、職員一人ひとりが高いスキルを習得することが必要です。

＜今後の方向性＞

- 施設における家庭的な環境での養育をさらに進めるため、引き続き、小規模化・地域分散化に対応するグループホームの設置を支援します。
- また、施設の改築等に当たっては、小規模かつ地域分散化された施設の運営における課題や、地域社会との良好な関係性の構築、本体施設による支援の仕組みについて検討します。
- グループホームにおいては、大都市の住宅事情に合わせた定員の設定とともに、複数職員による勤務体制への支援を検討します。
- グループホームに勤務する若手職員が孤立することのないよう、本体施設がホームの状況を適切に把握し、必要に応じて支援する体制の構築や、施設長や基幹的職員のスーパーバイズ、若手職員が中堅職員となり基幹的職員に至るまでの職員育成、キャリアアップのための取組を推進します。職員育成の具体的な取組として、職員自身が将来を見通すことのできるキャリアパスの構築を目指し、職員の専門性の向上やリーダー職員の育成を進めるための研修を充実していきます。
- 都立児童養護施設においても、将来の代替養育を必要とする児童数を踏まえながら、できる限り良好な家庭的環境（小規模化・地域分散化）の整備を計

画的・段階的に進めていくとともに、本体施設及びグループホームの定員の見直しを図っていきます。

- グループホームで生活する児童の特性等を、児童の通う学校と十分に共有し、引き続き連携できる体制を整えていきます。
- 乳児院において、小規模グループケアユニットにおける複数勤務体制への支援を検討するほか、職員のスキル向上を支援していきます。

(2) ケアニーズが高い児童に対する専門的なケアの充実

＜背景と経緯＞

- 特に困難な課題を抱え、ケアニーズが非常に高い児童に対しては、心理職や医師、看護師などの多様な専門職が即時に対応できる高機能化を行うことが求められます。その場合、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その生活単位も概ね4単位程度までが求められます。

＜現状と課題＞

- 児童養護施設において、重い情緒面・行動面の問題を抱える児童、医療が必要な児童、さらに愛着障害や発達障害などを同時に抱える児童などケアニーズが高い児童が増加しています。
また、児童自立支援施設においても、被虐待経験や発達障害等により、特別な支援を必要とする児童が増加しています。
- 問題を抱える児童に対する治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備し、児童の自立を促進する「専門機能強化型児童養護施設制度」の機能強化や、さらに重篤な問題や症状を有する児童に対する高度なケアを行うことができる体制等の検討が求められています。
- 乳児院においては、疾患・障害等がある児童の割合が増加しています。さらに、発達とともに行動面に問題が現れる児童も存在します。
また、小児医療の進歩とともに高まる医療的ケアの高度化への対応も求められます。
- 施設職員には、児童の抱える問題に対する支援を行うケアワーカーの役割とともに、児童と家族のニーズを踏まえ、将来的な自立や家庭養護への移行を

見据えた調整を行うソーシャルワーカーの役割が求められますが、日常生活の支援や介助に係る業務が負担となっています。

- 都立児童養護施設においては、情緒面・行動面の問題を抱える中高生などケアニーズが高い児童を確実に受け入れるという公的な役割（セーフティネット）が求められます。また、都立児童養護施設の児童居室は原則2人部屋となっていますが、ケアニーズが高い児童やプライバシーへの配慮を要する中高生の割合の増加への対応が求められます。
- 都立石神井学園において、平成27年度から虐待等による重篤な症状を持つ児童に対して、生活支援・医療・教育を同じ敷地の中で一体的に提供する取組（連携型専門ケア機能モデル事業）を実施しています。

＜今後の方向性＞

- 児童のケアニーズに応じた治療的・専門的ケアの充実を図るため、職員の配置増や、医師や心理士などの専門職の配置による支援体制の強化を推進します。
また、行動上の問題等のある児童に対する専門性の高いケアを行う人材の育成を支援します。
- ケアニーズが高い児童を理解する観点から、被措置児童等虐待事例等を踏まえ、施設職員に対して、子供の権利擁護への理解を深める研修を実施します。
- 引き続き、個別ケアに対する加算等を行い、全ての児童養護施設が「専門機能強化型児童養護施設」に指定されるよう、働きかけていきます。
また、本体施設を少人数（将来的には4人まで）の生活単位で、概ね4単位で運営することについては、職員配置など施設運営における課題を検討していきます。
- 乳児院においては、医師や心理士などの専門職の配置や、看護師等の職員の配置増により、ケアニーズが高い児童や、常時医療・看護が必要な病虚弱児を受け入れるための体制の確保を推進します。
また、措置した児童の他機関への移行を見据え、児童のアセスメントや移行先の機関等との調整を推進します。
- 児童指導員等の業務を補助する者を雇い上げることにより、生活の支援に要する業務負担を軽減し、児童に対する支援、治療の評価や選択、将来を見据

えた計画の作成や関係機関との調整を図る取組を推進します。

- 都立児童養護施設は、引き続き公的な役割（セーフティネット）を担うため、それぞれの地理的な条件等を活かしながら、職員の配置増などにより支援体制を強化します。
また、老朽化した施設の改築・改修等に併せて、居室の個室化やクールダウンスペースの設置など、ケアニーズの高い児童や中高生へのケアを充実するための環境整備を推進します。
- 連携型専門ケア機能モデル事業の検証を行った上で、入所児童の問題行動の改善のための取組を強化します。

(3) 施設の多機能化

<背景と経緯>

- 社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、施設には、在宅子育て家庭や里親への支援、一時保護した児童の受入などの多機能化・機能転換も求められます。
- 乳児院には、受け入れた児童のケアに向けたアセスメントや、家庭への早期復帰に向けた相談・支援、里親委託準備に加え、一時保護した乳児を緊急に受け入れるセーフティネットの役割など多様な機能が求められます。

<現状と課題>

- 都は、里親の委託推進や地域で生活する里親・里子の支援などを行うため、施設に里親支援専門相談員を配置していますが、地域の里親に対する支援への需要は高まっています。
- 一時保護所の入所状況のひっ迫とともに、施設への一時保護委託の需要が高まっています。
- 在宅子育て家庭のニーズを踏まえ、施設には入所機能のみならず、新たな機能や役割を担うことが求められています。

<今後の方向性>

- 里親に対する安定的な支援の実施に向け、里親支援専門相談員等の配置とともに、フォースタッキング機関による包括的な支援体制を踏まえながら、支援の

充実に向けた方策を検討します。

- 一時保護委託の受入に関する課題（受入体制、入所児童への影響、児童相談所との連携の仕組み）を整理した上で、更なる受入を目指していきます。
- 児童の里親等への委託の推進や、施設の小規模化・地域分散化により空いたスペースを用いて、施設がこれまで豊富な経験により培ってきたノウハウを活かし、家庭での適切な養育が一時的に困難になった児童を預かる取組（ショートステイ等）を実施するなど、施設の多機能化を推進します。

＜評価のための指標＞

区分	直近値
1 グループホームの定員数	910人（平成30年度）
2 児童養護施設定員に占める グループホームの割合	28.8%（平成30年度）
3 児童養護施設定員に占める 定員8名以下のユニットの割合	43.0%（平成30年度）
4 乳児院定員に占める 小規模ユニットの割合	47.0%（平成30年度）
5 児童養護施設入所児童のうち 個別的ケアが必要な児童の割合	73.7%（平成30年度）

3 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援の推進に向けた取組

＜背景と経緯＞

- 社会的養護のもとで育つ児童が、自らの意思で希望する未来を切り拓いていけるよう、都は、児童養護施設入所中の学習・進学支援、就労に向けた支援、社会的スキル獲得のための支援、施設退所後の継続的な相談支援など、様々な取組を行っています。
- 児童養護施設に入所している児童や退所した児童の自立に向けて、都は、平成24年度から順次、各児童養護施設に「自立支援コーディネーター」を配置して、入所児童の進学や就職に向けた準備から退所後も継続的に支援等を行っています。
- 不良行為や家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童の自立を支援するため、「児童自立支援施設」を2か所設置し、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行うとともに、入所中に構築した職員と児童との間の信頼関係を活かして、退所後の生活の安定や自立を支援するためのアフターケアを実施しています。
- 義務教育終了後、就労して自立を目指す児童養護施設の退所児童等に対して、共同生活の中で、日常生活上の援助や生活指導等を行い、自立を目指す「自立援助ホーム」を設置しています（平成31年4月1日時点で18か所（「子どもシェルター」を除く。））。
また、全ての自立援助ホームに「ジョブ・トレーナー」を配置し、入居中又は退居した児童への就労定着支援を実施しています。
- 児童養護施設退所者及び退所予定者等に、就職活動等の社会に出て自立するための知識等や、就職活動の知識を学ぶ機会の提供とともに、働きやすい職場の開拓や就職後の職場訪問等を行う「児童養護施設退所者等の就業支援事業」を実施し、退所後の自立と就業を支援しています。
- 施設退所後に就労や生活の悩みなどを相談でき、同じ悩みを抱える者同士が集まる場所として「ふらっとホーム」を都内2か所に開設しています。

＜現状と課題＞

- 自立支援コーディネーターは、平成31年4月現在、56か所の児童養護施設に1名以上配置していますが、施設内の支援対象者が増え、1名の配置では十分に支援が回らない施設も見受けられます。
- 都内の施設退所者の高校卒業後の大学等への進学率は、約40%と全国に比べて高い水準となっていますが、全高校生の進学率（約70%）と比較すると低い水準となっています。
- 進学した高等学校等の中退学率は、児童養護施設退所者では約18%、児童自立支援施設では約32%となっており、全世帯（1.3%。高等学校中退学率）と比べて、極めて高い水準となっています。
- 児童養護施設や養育家庭で生活している高校生には部活動に必要な経費や学習塾に要する費用への支援が十分ではなく、支援の充実が必要です。
- 既に離職している方の、施設退所後に就業した最初の仕事の在職期間について、1年未満の割合が50.8%となっている状況を踏まえ、施設入所中の就業に向けた準備や、就業後の継続的な支援をさらに強化する必要があります。
- 自立援助ホームにおいては、現行の国の職員配置基準では、宿直を含めた勤務ローテーションを組むことが困難になっています。
また、ジョブ・トレーナーは指導員等と兼務している状況が多いため、就労定着に向けた支援を行える日や時間が限られており、臨機応変な対応が困難な場合があります。
- 養育家庭においては、委託児童の自立に向けた情報提供や自立後の支援が不足しており、施設入所中の児童と同様、自立に向けた支援の充実が必要です。
- 様々な困難な課題（経済的困難、障害、非行、家族の不在等）を複合的に抱える児童養護施設退所者等の自立に向けては、福祉分野のみならず、教育・就労・住宅政策など各分野の関係機関が関わる必要があります。

＜今後の方向性＞

- 児童養護施設に入所中の児童の退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を推進するため、都外一部委託施設を除く全ての児童養護施設における自立支援コーディネーターの配置、支援対象者・回数の多い施設においては、複数職員の配置を目指すとともに、支援の強化を検討します。
- 自立支援コーディネーターを介し、大学等への進学を希望する施設入所中の児童に対する奨学金等、進学に有用な情報の提供や、入学後も安心して学びを続けるための大学等への支援の引継ぎなど、一人ひとりの進学に当たっての課題解決に向けた取組を推進していきます。
- 高等学校等に進学した児童自立支援施設退所者等に対して、児童自立支援施設職員によるアフターケアの充実や、児童自立支援施設提携型グループホームとの連携により、退所後の生活の安定を図っていきます。また、都立高校等に派遣される自立支援チームを活用し、中途退学の未然防止、不登校生徒への支援等により、高校生活の安定を図っていきます。
- 高等学校に在学中の児童の生活にかかる経費の実態を踏まえ、学習支援を充実します。
- 就職を希望する施設退所者及び退所予定者に対して、職場体験や研修等により本人が希望する職業への就業を支援します。また、就業後に生じた悩みや課題の解決に向け、個々の状況に応じて支援、指導していきます。
- 自立援助ホームにおける職員配置基準の改善を国に要望していくとともに、自立援助ホームに入居中または退居した児童に対して、就業から定着まで手厚く支援できるよう、各ホームに配置したジョブ・トレーナーの活動の充実を図ります。
- 里親委託児童向けの自立支援に関する情報提供を充実するとともに、自立に向けた里親及び委託児童に対する相談体制を強化していきます。
- 複合的な困難を抱える児童養護施設等退所者に対して、居住、就労、進学等への支援を確実に行うため、障害福祉や医療、生活困窮者支援などの各種公的サービスの周知、公的サービスや法的な支援の活用、関係機関との円滑な連携を推進します。

＜評価のための指標＞

区分	直近値
1 ジョブ・トレーナーによる支援を受けた児童数	512人（平成30年度）
2 自立支援コーディネーターによる支援を受けた児童数	2,041人（平成30年度）

4 児童相談所の体制強化

(1) 児童相談所における人材の確保及び育成

＜背景と経緯＞

- 児童相談所は、虐待や非行、障害相談など、あらゆる相談に対応するとともに、一時保護や施設入所、里親委託等の法的対応、情緒的課題を抱えた児童へのケア、親子関係を修復し家庭へ復帰させる取組などを行っています。
- これまで都は、児童福祉司や児童心理司を増員するとともに、専門職を配置するなど、児童相談所の相談支援体制を強化してきました。
- 都の児童相談所における相談件数は、平成30年度41,512件であり、過去最多となっています。特に、虐待に関する相談の増加が顕著であるほか、平成30年3月には、都内で虐待により幼い命が奪われる痛ましい事件も発生しており、児童虐待の防止に向けた取組が急務となっています。
- 平成30年9月、都は、児童相談体制強化に向けた取組として、児童福祉司・児童心理司の緊急増員などを盛り込んだ「児童相談体制の強化に向けた緊急対策」をとりまとめました。
- 国においては、平成30年12月に発表した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、令和4年度までに、人口3万人に対して1人以上の児童福祉司の配置、児童福祉司2人に対して1人の児童心理司の配置への見直しを決め、児童相談所における法的対応体制の強化を進めていくこととしています。

＜現状と課題＞

- 上記プランに基づき、平成31年4月現在、令和4年度までに満たすべき、政令に基づく配置基準に対して、児童福祉司が約180人、児童心理司が約110人不足（次表「児童福祉司・児童心理司の配置基準」参照、令和2年度に児童相談所を設置予定の世田谷区、荒川区、江戸川区を除く）しています。児童相談所の虐待相談受理件数は、5年前に比べて3倍に増加（POO グラフ「児童相談所の相談受理状況」参照）し、児童福祉司1人当たりの虐待相談受理件数は年々増加（POO グラフ「児童福祉司一人当たり相談件数」参照）しています。児童虐待の対応力を更に強化するため、人材の確保とともに、業務の負担軽減を図る必要があります。

(児童福祉司・児童心理司の配置基準)

年度(4月1日時点)		2016 (平成28年)	2017 (平成29年)	2018 (平成30年)	2019 (平成31年)	2022 (令和4年)
児福司	定数	227	250	273	315	—
	政令基準数 (人口・相談件数に基づく)	223 (人口6万人に1人)	276 (人口5万人に1人)	297 (人口5万人に1人)	372 (人口4万人に1人)	491 (人口3万人に1人)
心理司	定数	91	104	117	141	—
	政令基準数 (児福司2人に1人)	112	138	149	186	248

○2022年(令和4年)度の政令基準数は、2018年(平成30年)度の児童人口・相談件数に基づき計算

○2020年(令和2年)度の区児童相談所設置を見据え、世田谷区、荒川区、江戸川区の人口を除外し計算

- 経験年数2年以下の職員が、児童福祉司・児童心理司ともに約5割となるなど、経験が浅い職員が増加している中、複雑で判断の難しい事例が増えており、スーパーバイザー・基幹的職員の役割が重要になっています。
- 困難な虐待事例における法律上の問題に的確に対応することが必要であり、各児童相談所に配置する非常勤弁護士や登録された協力弁護士が、法的な見地から助言・指導を行うほか、必要に応じて、対外的な対応等も行っています。
- 虐待を受けた児童や不登校の児童等が抱える課題の治療指導や、虐待が疑われる外傷等についての法医学等の見地からの意見・診断など、医師による専門的な支援を行っています。
- 児童虐待による死亡事例等の未然防止、再発防止に向け、「児童虐待死亡事例等検証部会」による検証結果を、児童相談所の対応等に活用する必要があります。
- 養育家庭を支える児童相談所の児童福祉司が、異動等によって交替することは、児童や里親にとって、大きな影響を与える場合があります。児童や里親と信頼関係を維持し、継続的に支援できる仕組みが求められます。〔再掲〕

＜今後の方向性＞

- 特別区の児童相談所設置状況を踏まえながら、児童福祉司・児童心理司の更なる増員を図るとともに、児童福祉司の採用に当たり、児童福祉に関する職務等で培った専門的な知識や経験を有する人材を一定期間任用する任期付職員採用制度や、民間経験者等を採用するキャリア活用採用制度など、多様な採用方法により人材を確保します。
- また、児童福祉司等の業務を補助する職員の配置や必要な業務の精査、テレビ会議システムの設置、モバイル端末の児童相談所への配備等により、事務負担の軽減を図るとともに、児童相談所業務の一部をアウトソーシングするなど、民間事業者の活用を図ります。
- さらに、児童相談所の改築等に合わせた職場環境の改善や、産業医や児童相談所の常勤医師による面接、共済組合の精神保健相談員による各児童相談所への巡回面談等のメンタルヘルス支援等により精神的な負担の軽減を図っていきます。
- 経験の浅い児童福祉司が、判断の難しい事例にも的確な対応ができるよう、知識や経験が豊富な児童福祉司 OB を活用した個別指導や、実践的な研修など研修プログラムの充実を図るとともに、専門課長の配置を更に進め、スーパーバイズ機能を強化します。
- また、子供の最善の利益のため、児童に関わることにやりがいを感じるとともに、児童と家庭が抱える様々な問題の解決に向け、高い専門性とスキルを備えた児童福祉司へと成長を促すため、他職種（施設）職員との交流、職場体験や人事交流、コミュニケーションスキルを学ぶ機会等の充実を図ります。
- 困難な虐待事例における法律上の問題に的確に対応できるよう、非常勤弁護士や協力弁護士の取組を検証し、日常的に弁護士に相談できる体制の整備を促進するとともに、弁護士に求める役割の検討や、常勤弁護士の配置について検討を行います。
- 虐待を受けた児童等に対する治療指導や、里親に委託されている児童と保護者の再統合に向けた取組、虐待ケース等で法医学の見地から意見し診断を行う協力医師の取組等、医師の活用を引き続き進めていきます。

- 関係機関の情報共有や連携の在り方、再発防止に向けた具体的な取組などの重大な児童虐待事例の検証結果について、児童相談所職員への研修やOJT等を通して、ケースワークに活かすよう徹底を図るとともに、関係機関への周知徹底を図ります。
- 児童相談所を含む関係機関が密にコミュニケーションをとりながら、引き続きチーム養育体制の強化を図っていきます。〔再掲〕

＜評価のための指標＞

区分	直近値
1 児童福祉司数	315人（令和元年度）
2 児童心理司数	141人（令和元年度）
3 児童福祉司一人当たりの虐待相談受理件数	63.2件（平成30年度）

(2) 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

＜背景と経緯＞

- 児童相談所は児童福祉法により、都道府県（指定都市含む）に設置が義務づけられています。
- 平成 16 年の児童福祉法改正により、市も政令で個別に指定を受けることにより、児童相談所を設置することが可能になりました。
- 平成 28 年の児童福祉法改正により、特別区も政令で個別に指定を受けることにより、児童相談所を設置することが可能になりました。
- 都はこれまでに、児童相談所の設置を計画する区と、個別に児童相談所設置計画案の確認作業を実施してきました。

また、市区の派遣研修職員を児童相談所に受け入れているほか、児童相談行政について市区の職員の理解が深まるよう、虐待相談や非行相談等に関する勉強会を開催するなど、児童相談所設置に向けた取組を支援してきました。

＜現状と課題＞

- 児童相談所を設置するには、虐待や非行、障害相談など、あらゆる相談に対応するとともに、一時保護や施設入所等の法的対応、情緒的な問題を抱えた児童のケアなど、困難事案にも対応できる専門人材の確保・育成が不可欠です。
- 児童相談所の設置に向けては、開設までのスケジュールや施設整備、職員の体制、夜間・休日の対応など、具体的な計画を策定した上で、準備を進めて行くことが必要です。
- 一時保護所や児童養護施設等への入所に当たっては、虐待をした保護者との距離的な隔離や非行児童の入所施設の分散、感染症の拡大防止などを図るため、行政区域を超えた広域調整が必要です。
- 虐待対応を行っている家庭が転居した際など、都と市区の児童相談所間での的確な引継ぎや連携、円滑な情報共有が必要です。

＜今後の方針性＞

- 市区から児童相談所への派遣研修の受入れや勉強会の実施により、市区の職員の人材育成等に協力していきます。
- 児童相談所の設置を計画している市区からの求めに応じ、個別に児童相談所設置計画案の確認作業を実施していきます。
- 虐待を受けた児童等を保護する際に、都と市区がそれぞれ所管する一時保護所や児童養護施設等を広域で利用していきます。
- 都と市区間で実務者会議の合同開催やLGWANネットワークなどの活用により、都と市区間及び都と区の児童相談所間で情報共有を図ります。

＜評価のための指標＞

区分	直近値
1 中核市・特別区からの派遣研修受入人数	76人（令和元年度）

5 一時保護児童への支援体制の強化

＜背景と経緯＞

- 平成 28 年の児童福祉法改正により、一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため（緊急一時保護）、又は児童の状況を把握するため（アセスメントのための保護）に行うものであることが明確化されました。
- また、「新しい社会的養育ビジョン」では、一時保護に当たっては、児童の意見を尊重するため、児童の意向を確認し、児童の納得が得られるよう、説明に尽力する必要がある一方で、児童の安全確保のため必要と認められる場合には、児童や保護者の同意を得なくても一時保護を行う必要があるとされました。
- ただし、一時保護は、児童を一時的にその養育環境から切り離す行為であり、児童にとっては、養育環境の急激な変化を伴う、精神的な危機的状況をもたらす可能性が高いものであることから、子供の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが不可欠とされています。
- 都は、平成 27 年度から一時保護所の適正な運営や、施設運営の透明化を図るため、外部機関からの評価を受審しています。
- また、評価結果を踏まえ、平成 30 年度から、一時保護中の児童の相談対応に社会性や客觀性を確保し、児童の立場や状況に配慮した適切な対応を推進するため、一時保護所入所児童が意見表明できる窓口として、第三者委員を導入しています。
- 平成 30 年 7 月、国は、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的に「一時保護ガイドライン」を発表しました。都はそれを受け、一時保護要領を作成するとともに、一時保護所職員としての基本姿勢や児童への援助方法等を具体的に定めた運営の手引きを併せて改正します。

＜現状と課題＞

- 都はこれまで、一時保護所の定員を拡大してきましたが、相談件数の増加に伴い、定員を上回る入所状況が常態化しており、高まる一時保護の需要に更なる対応が必要です。
- 国は、一時保護所の職員配置については、児童養護施設の基準を準用するこ

ととしています。都では、一時保護所の職員を国の規定より厚く配置し、令和元年度には専門職を16名増員するとともに、職員の補助業務を行う非常勤職員も配置しています。しかしながら、児童の入退所が日常的にある上、児童の状況が複雑化・深刻化している中で、一人ひとりの児童の状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、子供の権利擁護を図り、安全・安心な環境で生活できるよう、一時保護所独自の職員配置基準の設定や生活面や心理面での個別ケアの強化が必要です。

- 一時保護された児童の権利擁護を図るため、一時保護に当たっては、子供の意見表明権の保障や行動制限を必要最小限とすることなどの統一的な取組が必要です。

＜今後の方向性＞

- 今後の一時保護の需要や、特別区の児童相談所設置状況等を踏まえ、必要な一時保護所の定員を確保していきます。
また、保護が必要な児童を確実に一時保護できるよう、施設や養育家庭への一時保護委託の積極的な活用を図るため、一時保護委託に関するガイドライン作成の検討を行います。
- 子供の権利が尊重され安心した生活ができるよう、児童の年齢等に応じて、大人との信頼関係の構築や医学的・心理学的知見を活用したアセスメントの強化を図り、一人ひとりの児童への日常的な支援を充実していきます。また、一時保護所の改築等に合わせ、児童の年齢等に応じた個別対応環境の整備を推進していきます。
- 児童養護施設等の配置基準よりも手厚い、一時保護所の職員配置基準の設定を国に要望していくほか、児童の行動や反応から、児童が抱える問題を理解するアセスメント力や子供の見立てなど、職員一人ひとりのスキルを向上させていきます。
- 児童の権利擁護を図るため、一時保護所の運営の手引きを改正し、職員への研修等を通じて、一時保護の理念や対応方法等について、職員への浸透を図ります。
- また、引き続き、一時保護所において外部評価を受審するほか、公平・中立的な立場にある第三者委員が、児童から相談を受け、児童相談所へ助言を行っていきます。

- さらに、一時保護中の児童に対して、児童の権利や困ったときの相談方法などについて、リーフレット等を通じて周知を図るほか、児童の声を聞くための意見箱を設置して、児童の意見を受け止める取組を推進していきます。

＜評価のための指標＞

区 分	直近値
1 一時保護所での新規保護人数	2,141 人 (平成 30 年度)
2 一時保護委託での新規保護人数	1,268 人 (平成 30 年度)
3 一時保護所における平均入所率	114.9% (平成 30 年度)
4 児童一人当たり平均保護日数	40.8 日 (平成 30 年度)

6 子供・子育て家庭を支えるための取組

(1) 当事者である子供の権利擁護の取組

＜背景と経緯＞

- 子供への虐待、いじめ、体罰等の権利侵害の問題が生じている中で、都は、子供の権利に関する専門的な相談と権利侵害に具体的に対応するため、「子供の権利擁護専門相談事業」を平成16年度から実施しています。
- 「子供の権利擁護専門相談事業」では、子供からの悩みや訴えを、フリーダイヤルにより直接受けることに加えて、施設等で生活している児童については、はがき等でも相談を受け付けています。深刻な相談の場合には弁護士などの専門員が調査を行い、中立的な第三者としての立場から、必要な助言や調整活動を行っています。
- また、児童養護施設や一時保護所などにおいては、子供の意見表明権の保障として、第三者委員制度などを活用し、子供の年齢や発達の程度に応じて意見を聴取しています。
- 平成28年の児童福祉法改正により、子供自身の権利を擁護するため、児童福祉審議会において、必要と認めるときは、子供等から意見を聞くことができる旨の規定が定めされました。

① 子供から意見を酌み取る方策・子供の権利を代弁する方策

＜現状と課題＞

- 毎年、学校を通じて、都内小学4年生、中学1年生、高校1年生に、「子供の権利擁護専門相談事業」周知カードを配布していますが、子供の権利擁護に関する制度が子供たちに十分に伝わっているか懸念があります。
- 児童養護施設などに入所する児童や里親・ファミリー・ホーム等に委託になる児童に「子供の権利ノート」を、一時保護所に入所する児童にリーフレットを配布して、担当児童福祉司が子供の権利や第三者への相談方法について説明を行っています。説明に当たっては、日々の生活や自分の将来などについて相談できることや、意見を表明する権利について理解を深めるとともに、相談窓口について十分に周知することが必要です。

- 児童養護施設や一時保護所における第三者委員制度などのより効果的な活用を含め、児童相談所が関与している児童が意見表明できる機会を確保していくことが必要です。
- 今後、一層委託を推進していく、養育家庭やファミリーホームで生活する児童に対しても、相談窓口の周知や、悩みや訴えの早期把握が必要です。

＜今後の方向性＞

- 「子供の権利擁護専門相談事業」について、学校における効果的な周知方法の検討や学校以外の子供の居場所への周知カードの配布など、周知方法を工夫、検討していきます。
- 引き続き、「子供の権利ノート」の配布の際に、担当する児童福祉司が子供の権利について説明するとともに、定期的に子供に説明する機会を設け、繰り返し周知することで、相談窓口の積極的な活用を推進していきます。
- 第三者委員制度などを効果的に活用している施設などの取組事例について、研修の機会などを通じて紹介し、施設職員等の子供の意見表明権に対する理解を深めるとともに、制度や仕組みを有効に活用し、子供の意見を酌み取る取組を促進していきます。
- 養育家庭などに委託されている子供の権利擁護や意見表明に関するアウトソーシング支援を検討します。
- 児童相談所が関与する児童の意見表明を支援する方策として、国の検討の動向を踏まえ、「子供アドボケイト（意見表明支援員）」の仕組みの導入を検討します。

② 児童福祉審議会の活用

＜現状と課題＞

- 「新しい社会的養育ビジョン」において、児童福祉審議会における子供の権利擁護の審査機能、体制整備の必要性について明記されました。
児童相談所長が特に困難なケースについて必要と判断した場合には、児童福祉審議会に諮問することができますが、子供等からの申し出があったときに、児童福祉審議会を活用する仕組みの検討が必要です。

＜今後の方向性＞

- 子供の意見を尊重するとともに、子供の安全及び安心の確保並びに最善の利益を念頭に、子供等の意向が児童相談所長の判断と一致しないなど、子供等からの申し出があった場合における児童福祉審議会の更なる活用を検討します。

(2) 区市町村の子供・子育て支援体制の構築に向けた取組

＜背景と経緯＞

- 近年の急速な共働きの増加や育児不安の訴えの増加など、社会状況の変化に伴い、在宅で生活している子供や家庭に対して、社会による養育支援が求められています。
- 具体的には、子供の権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して全ての子供と家庭を支援するため、子育て世代包括支援センターや区市町村子ども家庭総合支援拠点（都は、「子供家庭支援センター」として事業運営）の普及を図るなど、区市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実が求められます。
- 子育て用品等の配布をきっかけに、全ての妊婦との面接や支援を要する家庭へのきめ細かな支援を実施する「ゆりかご・とうきょう事業」により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する区市町村を支援しています。
- 母子生活支援施設においては、DV や虐待の未然防止や、地域において様々な理由で支援を必要とする母子家庭への適切な支援を提供する役割が求められています。

＜現状と課題＞

- 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・指導や、支援の引継ぎ及び連携が行われることが必要です。
- 区市町村の子供家庭支援センターにおいては、経験の少ない職員が多いことや、子供や家庭の早期支援に向けた関係機関との関係の構築、共働き世帯の増加等に伴う相談体制の拡充が課題となっています。
- 保護者が病気、出産等で一時的に児童を養育できないときに一定期間養育を行うショートステイについて、事前の予約制であることから、当日の受け入れが不可能な場合があります。
- 虐待の恐れやそのリスクが高いなどの理由で集中的な在宅支援が必要な家庭に対して、保護者の心身の安定と育児への負担感の軽減を図るケアの充実

など、確実に支援を届けることが求められます。

- 子育て家庭が抱える様々な課題に的確に対応するため、子供家庭支援に携わる人材の育成が必要です。
- 母子生活支援施設に入所している母子は、DVや虐待等、様々な課題を有しております、また、複雑化する傾向にあります。住居支援や一般的な生活支援に留まらない、養育支援や心理ケア等の専門的な支援、母、子それぞれのニーズを踏まえた多面的な支援が必要とされています。

＜今後の方向性＞

- 引き続き、区市町村における専門職の配置と資質向上を支援していくとともに、必要に応じて精神保健施策や障害者施策、生活困窮者支援などの施策適切につなぎ、多様なニーズに対応した切れ目のない支援を強化していきます。
- 平成27年度から取り組んできた「ゆりかご・とうきょう事業」を再編し、「とうきょうママパパ応援事業」として、産後の支援の更なる充実を図るとともに、1歳の誕生日を目安に、子育て支援の情報提供や各家庭の状況把握を行う新たな機会の提供などを支援します。また、多胎児を育てる家庭に対する移動支援や家事育児支援を行っていきます。
- さらに、「とうきょうママパパ応援事業」の実施に当たって、母子保健サービスと子育て支援サービスの一体的な提供を目的とする「子育て世代包括支援センター」の実施を要件としてすることで、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を強化していきます。
- 経験豊富な虐待対策ワーカーの配置の支援や、要保護児童対策地域協議会を必要な時に円滑に開催するための事務支援、平日夕方以降や休日の相談体制の確保に向けた支援を通じて、子供家庭支援センターの体制強化を推進していきます。
- ショートステイを利用する際の当日受け入れを可能とする利用枠の確保や、協力家庭を活用した預かり先の確保により、利用者のニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援していきます。
- 保護者に強い育児疲れや育児不安がある場合や、不適切な養育状態にある家庭など虐待の恐れやそのリスク等が見られる場合、地域の児童養護施設な

ど、身近な場所で適切に児童を養育することができる施設において、一定期間、保護者の負担なく、児童を養育するショートステイを実施できるよう、区市町村を支援していきます。

- 子供家庭支援センター、子育てひろば、地域における子育て支援相談業務等に携わる職員を対象に、施設見学や演習、児童相談所と合同の研修など、専門性の向上に向けた研修を引き続き実施するとともに、児童虐待やDVに関する施設等の職員の知見を研修内容に活かし、子育て支援の質の向上を図っていきます。
- 母子生活支援施設に入所した母子の退所後の生活も見据え、関係機関と連携しながら、それぞれのニーズに応じた自立を支援していきます。また、地域の見守りが必要な母子等を対象に、施設の支援力を活用し、短期入所支援等を行う区市町村を支援していきます。

7 計画の進捗管理と見直し

- 本計画に掲載した児童数の推計結果や、数値目標・評価のための指標、事業の進捗状況については、毎年度、「東京都児童福祉審議会」に報告するとともに、都のホームページ等で公表します。
- 「東京都子供・子育て支援総合計画」の中間の見直し（令和4年度）に合わせて、それぞれの取組の成果や社会状況等の変化を踏まえ、計画の内容を再点検するとともに、本計画の中間年（令和6年度）を目安として、進捗状況を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って、取組の促進を図ります。